

三井住友・DC年金バランスゼロ (債券型)

追加型投信 / 内外 / 債券 / インデックス型

【愛称】マイパッケージZERO

三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月13日に関東財務局長に提出しており、2025年11月14日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 荻原 亘
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）

（愛称として「マイパッケージZERO」という名称を用いることがあります。）

以下「当ファンド」といいます。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

2兆5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「DCマゼロ」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年11月14日から2026年5月14日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替

機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- 受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- 振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、「国内債券パッシブ・マザーファンド」および「外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券の組入れを通じて、日本を含む世界各国の公社債に分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。
- ロ 当ファンドの運用にあたっては、債券、短期金融資産を基本資産配分の比率により独自に作成した合成指数をベンチマークとして、中長期的にベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。詳細については、後述の「2 投資方針」をご参照ください。
- ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	特殊型
	内外	その他資産 () 資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり	日経 225
	年2回	日本			
	年4回	北米			
	年6回(隔月)	欧州			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年12回(毎月)	アジア			TOPIX
	日々	オセアニア			

()	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファンドオブファンズ	なし	その他 (合成指数)
不動産投信					
その他資産 (投資信託証券(債券、短期金融資産))					
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

《商品分類表定義》

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

う。

- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF (マネー・マネージメント・ファンド) …
「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MR F (マネー・リザーブ・ファンド) …
「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMR Fをいう。
- (3) E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
 - ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤格付等クレジットによる属性…
目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)… 目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファ

ンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経 225
- ②TOPIX
- ③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型…
目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2014年12月15日 信託契約締結、設定、運用開始。

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

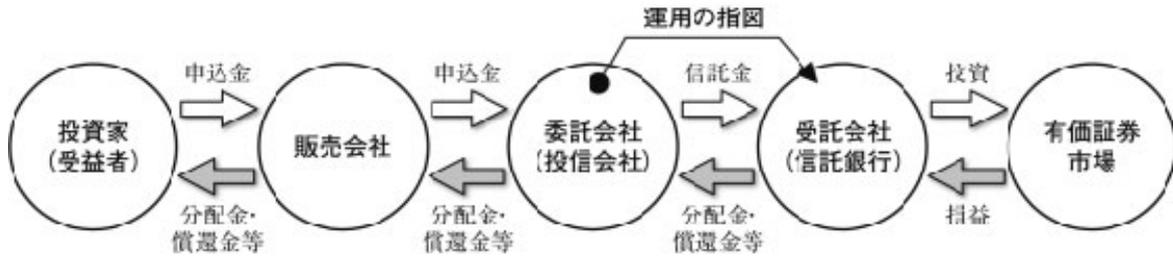
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20 億円 (2025 年 8 月 29 日現在)

(ロ) 会社の沿革

- 1985 年 7 月 15 日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987 年 2 月 20 日 証券投資顧問業の登録
- 1987 年 6 月 10 日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999 年 1 月 1 日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999 年 2 月 5 日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000 年 1 月 27 日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002 年 12 月 1 日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013 年 4 月 1 日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
- 2019 年 4 月 1 日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友 D S アセットマネジメント株式会社に商号変更

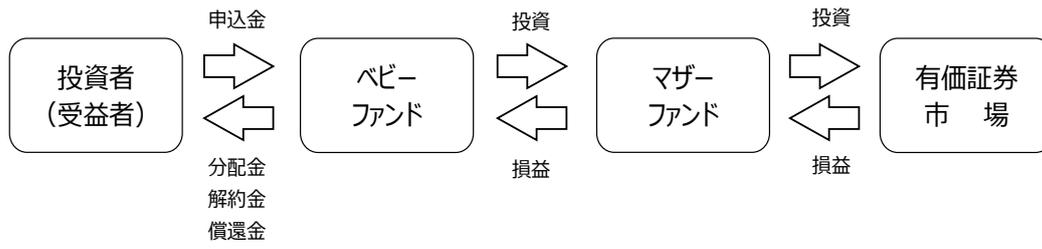
(ハ) 大株主の状況

(2025 年 8 月 29 日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番 35 号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態 (ファミリーファンド方式による運用)

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

内外の公社債に投資する2つのマザーファンドの組入れを通じて、日本を含む世界各国の公社債に分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

国内債券	国内債券パッシブ・マザーファンド
外国債券	外国債券パッシブ・マザーファンド

ロ 投資態度

(イ) マザーファンド受益証券への投資を通じて行う各資産への実質的な基本資産配分は下記の通りとします。

ただし、それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲（±3%）を設けて調整を行います。

債券	95%
国内債券	75%
外国債券	20%
短期金融資産	5%

(ロ) 当ファンドの運用は、以下の比率により委託会社が独自に作成した合成指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

NOMURA-BPI（総合）	75%
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）	20%
有担保コール翌日物	5%

(ハ) 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないことを基本とします。

(ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

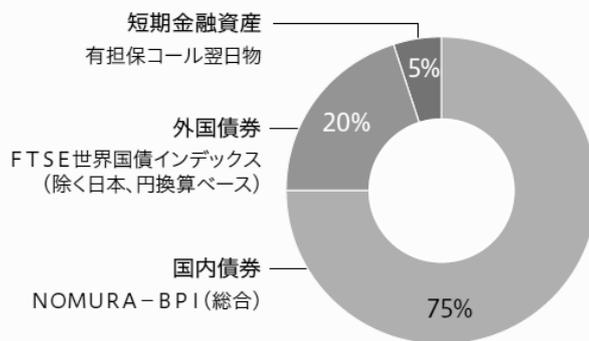
ファンドの特色

1 内外の公社債に投資する2つのマザーファンドの組入れを通じて、日本を含む世界各国の公社債に分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

2 国内債券、外国債券および短期金融資産への実質的な基本資産配分は下記の通りとします。

- それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲(±3%)を設けて調整を行います。

[基本資産配分]



指数の著作権など

- NOMURA-BPIは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指数です。
- 各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

※ 上記は、基本資産配分を示したものであり、実際の配分比率を示すものではありません。

3 運用にあたっては、委託会社が独自に作成した合成指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

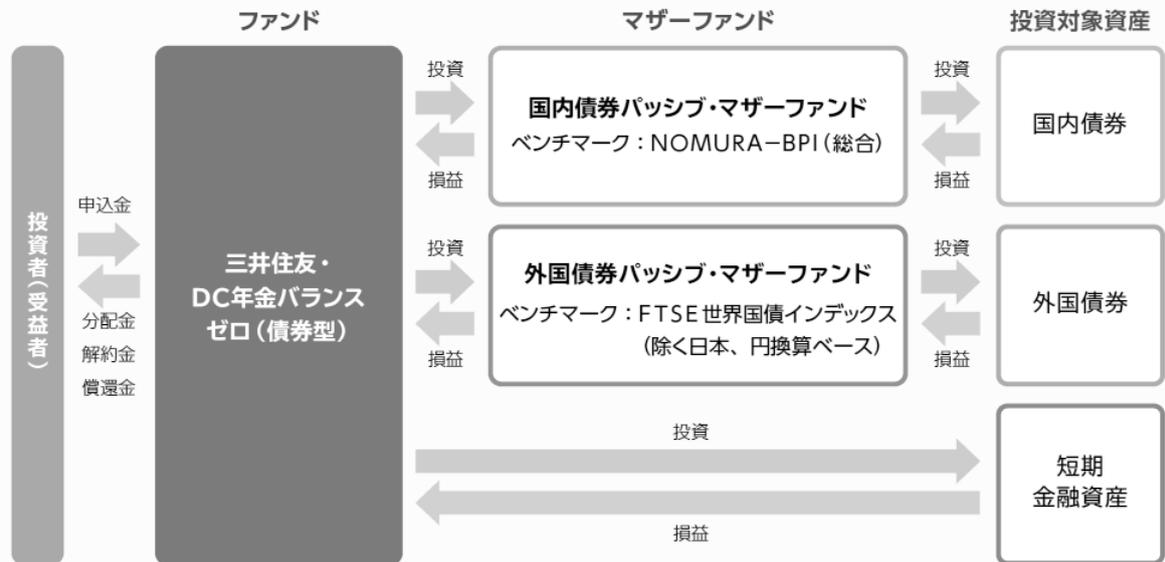
- ベンチマークの資産別合成比率は、NOMURA-BPI (総合)75%、FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)20%、有担保コール翌日物5%となります。

4 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないことを基本とします。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

- ファミリーファンド方式で運用を行います。
- 各マザーファンドは、それぞれのベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。



各マザーファンドの投資方針等

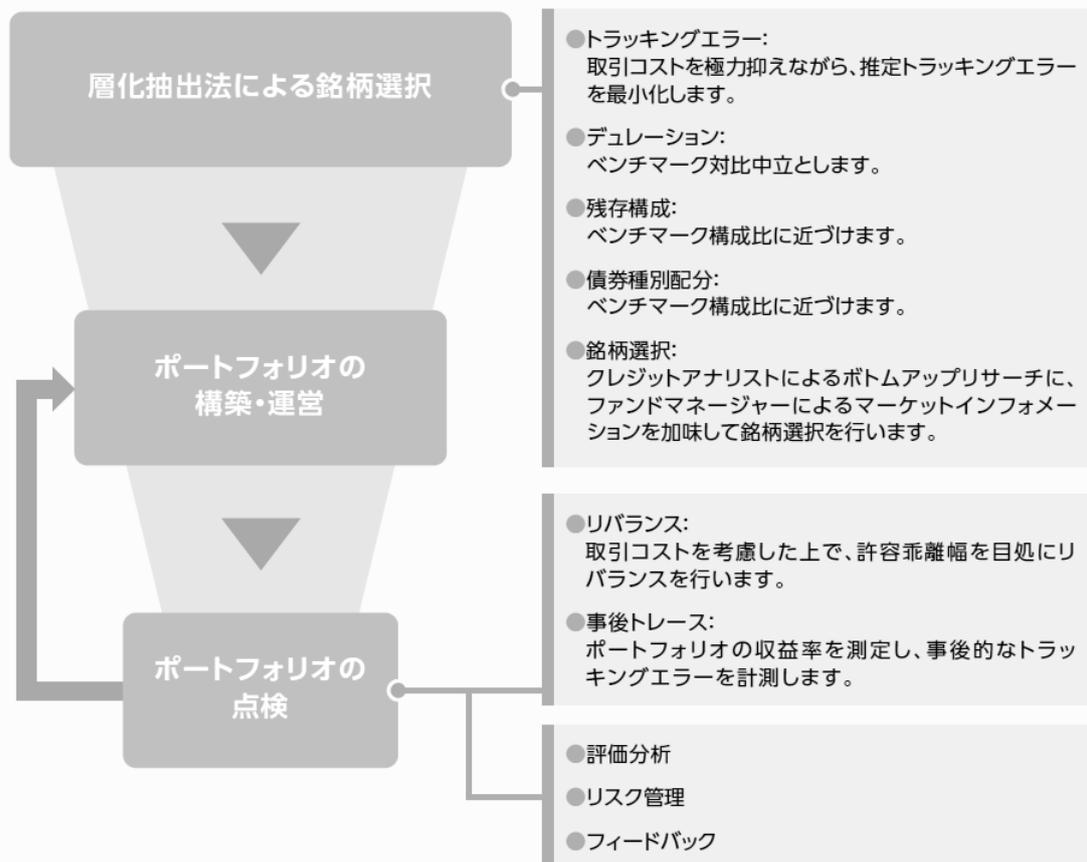
▶ 国内債券パッシブ・マザーファンド

[投資方針]

- 日本の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、NOMURA-BPI(総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 層化抽出法により、デュレーション、満期構成、債券種別配分、事業債の格付け構成および業種を可能な限りNOMURA-BPI(総合)に近づけたポートフォリオを構築します。

[運用プロセス]

- 国内債券パッシブ・マザーファンドの運用は、運用部 円債アクティブグループが行います。



層化抽出法とは

指数を構成する銘柄をいくつかのグループ(層)に分け、それぞれのグループから代表銘柄を抽出してポートフォリオを構築する方法です。指数を構成するすべての銘柄を保有する完全法に比べて、少ない銘柄数でポートフォリオを構築することができるため、銘柄入替えに伴う取引コストの抑制や、低流動性銘柄の組入れを避けることができるというメリットがあり、債券パッシブ運用に適しています。

デュレーションとは

「債券の投資元本の回収に要する平均残存期間」や「金利の変動に対する債券価格の変動性」を表す指標です。一般的に、この値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

トラッキングエラーとは

ポートフォリオとベンチマークのリターン乖離のことをいいます。

※上記の運用プロセスは2025年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

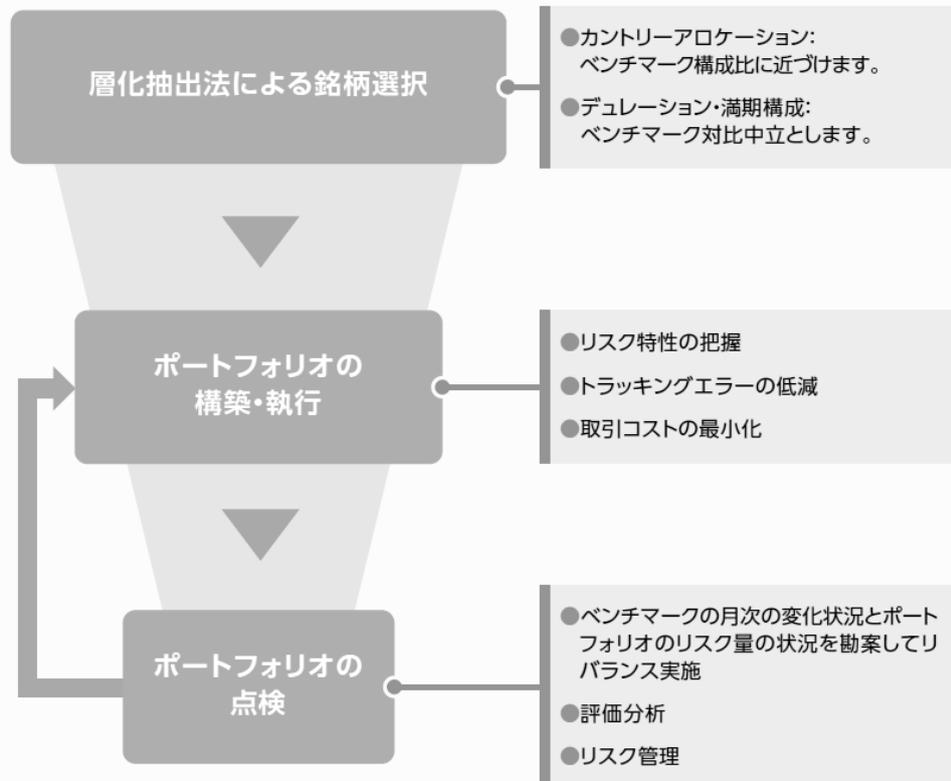
▶ 外国債券パッシブ・マザーファンド

[投資方針]

- 主として日本を除く世界各国の債券に投資し、FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 層化抽出法により、通貨配分、国別配分、デュレーション、満期構成等を可能な限り FTSE 世界国債インデックス (除く日本) に近づけたポートフォリオを構築します。

[運用プロセス]

- 外国債券パッシブ・マザーファンドの運用は、運用部 グローバル債券グループが行います。



※上記の運用プロセスは2025年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 金銭債権
4. 約束手形

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいて、有価証券にかかるものに限りません。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

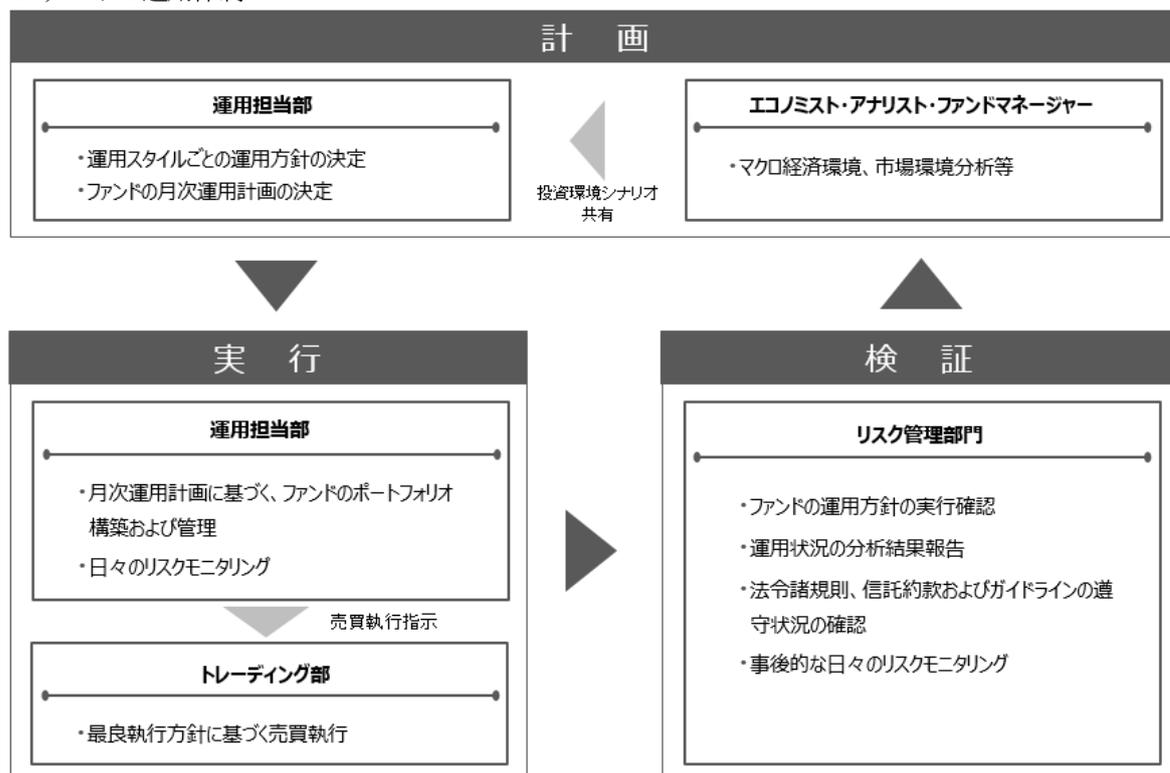
委託会社は、信託金を、上記ロの有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

- ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4) 【分配方針】

年1回（原則として毎年2月18日、ただし休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、前記「(1) 投資方針」と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

(5) 【投資制限】

I ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

- ロ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

II ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

- イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

- ロ 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- ハ 信用取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

(ロ) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- (ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)、および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (チ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える

額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記(イ)の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ヌ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ル 外国為替予約取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (ニ) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ヲ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

Ⅲ 法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）
 委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（国内債券パッシブ・マザーファンド）

（1）投資方針等

- イ 基本方針
 日本の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、NOMURA-BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ロ 投資態度
 - (イ) NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
 - (ロ) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
 - (ハ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号(第1号から第20号まで)に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ニ) 外貨建資産への投資は行いません。
- (ホ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ヘ) デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(外国債券パッシブ・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- (ロ) ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。
- (ハ) ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。
- (ニ) 保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ホ) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号(第1号から第20号まで)に掲げるものに投資します(ただし、投資法人債券を除きます。)

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ロ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ハ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ニ) 同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ヘ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ト) デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (チ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3 【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

(ロ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ハ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(ニ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ホ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) ファンド固有の留意点

合成指数の動きと連動しない要因

ファンドは、委託会社が独自に作成した合成指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、合成指数の動きに連動しないことがあります。

- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- ・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
- ・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること

(ロ) 投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基

基準価額に影響を及ぼすことがあります。

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ハ) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

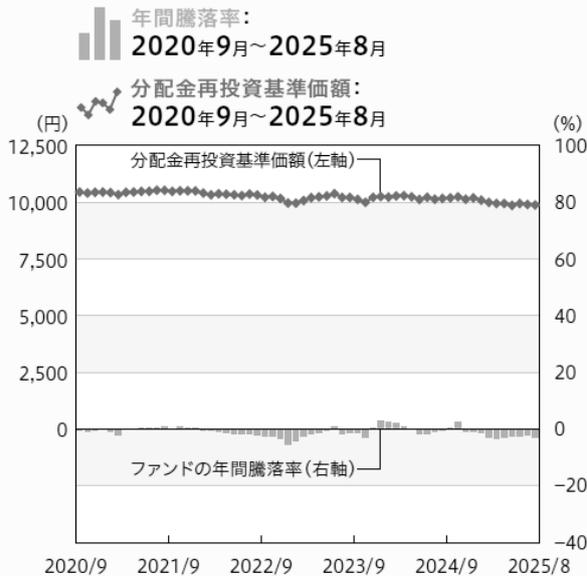
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

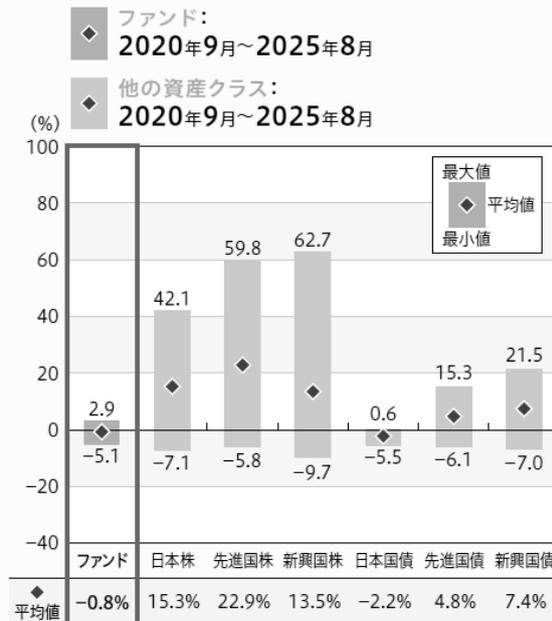
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年 0.242%（税抜き 0.22%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分（税抜き）>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年 0.09%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年 0.1%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年 0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（1）～（4）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

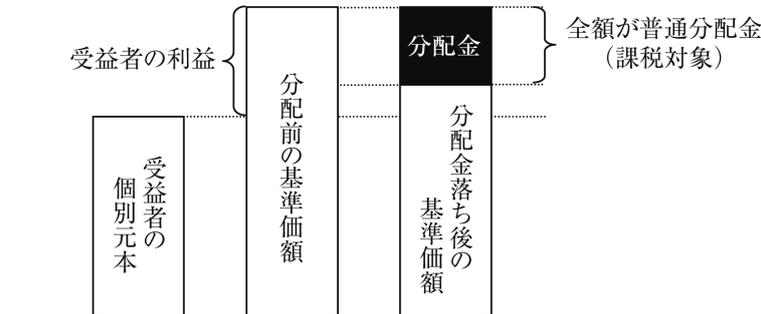
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

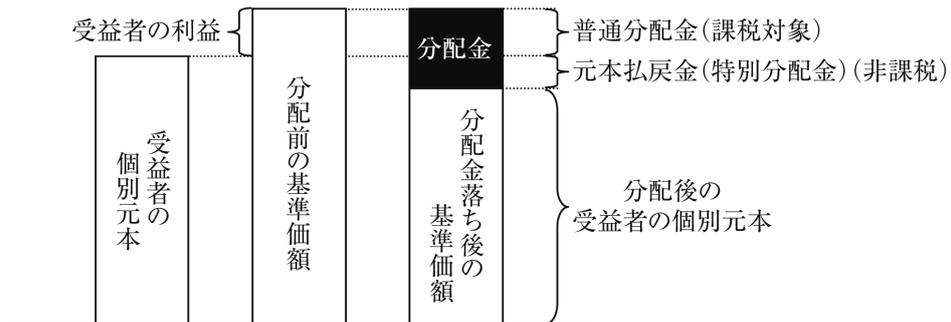
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆す

るものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（E T F）、上場不動産投資信託（R E I T）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りN I S A（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、N I S Aの対象ではありません。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025年8月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報)総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年2月20日～2025年2月18日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.25%	0.24%	0.01%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)に投資している場合、当該ETFの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）

2025年8月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	183,286,112	94.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	10,574,000	5.45
合計（純資産総額）		193,860,112	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）

イ 主要投資銘柄

2025年8月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券パッシ ブ・マザーファン ド	127,266,169	1.1616	147,836,950	1.1389	144,943,439	74.77
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券パッシ ブ・マザーファン ド	16,166,747	2.3067	37,292,480	2.3717	38,342,673	19.78

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年8月29日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	94.55
合計	94.55

② 【投資不動産物件】

三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2016年2月18日)	8,827,175	8,827,175	10,118	10,118
第2期 (2017年2月20日)	71,065,592	71,065,592	10,036	10,036
第3期 (2018年2月19日)	98,926,917	98,926,917	10,150	10,150
第4期 (2019年2月18日)	144,681,371	144,681,371	10,285	10,285
第5期 (2020年2月18日)	207,878,797	207,878,797	10,484	10,484
第6期 (2021年2月18日)	229,857,007	229,857,007	10,400	10,400
第7期 (2022年2月18日)	246,746,820	246,746,820	10,302	10,302
第8期 (2023年2月20日)	231,487,176	231,487,176	10,011	10,011
第9期 (2024年2月19日)	220,975,589	220,975,589	10,256	10,256
第10期 (2025年2月18日)	190,955,966	190,955,966	9,996	9,996
2024年8月末日	215,926,792	-	10,169	-
9月末日	216,502,475	-	10,193	-
10月末日	220,681,027	-	10,237	-
11月末日	216,294,083	-	10,140	-
12月末日	196,035,854	-	10,193	-
2025年1月末日	193,955,268	-	10,093	-
2月末日	188,710,910	-	10,001	-
3月末日	190,176,397	-	9,947	-
4月末日	187,414,310	-	9,952	-
5月末日	189,652,219	-	9,865	-
6月末日	191,180,522	-	9,952	-
7月末日	192,622,130	-	9,910	-
8月末日	193,860,112	-	9,881	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2014年12月15日～2016年2月18日	0
第2期	2016年2月19日～2017年2月20日	0
第3期	2017年2月21日～2018年2月19日	0
第4期	2018年2月20日～2019年2月18日	0
第5期	2019年2月19日～2020年2月18日	0
第6期	2020年2月19日～2021年2月18日	0
第7期	2021年2月19日～2022年2月18日	0
第8期	2022年2月19日～2023年2月20日	0
第9期	2023年2月21日～2024年2月19日	0
第10期	2024年2月20日～2025年2月18日	0

③【収益率の推移】

三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）

	収益率（%）
第1期	1.2
第2期	△0.8
第3期	1.1
第4期	1.3
第5期	1.9
第6期	△0.8
第7期	△0.9
第8期	△2.8
第9期	2.4
第10期	△2.5
第11期（中間期）	△1.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（4）【設定及び解約の実績】

三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	10,149,579	1,424,968
第2期	73,536,464	11,450,065
第3期	42,262,197	15,608,091

第4期	62,741,787	19,541,180
第5期	83,181,723	25,565,313
第6期	129,604,307	106,865,853
第7期	81,729,980	63,226,076
第8期	50,654,884	58,957,980
第9期	56,973,923	72,726,623
第10期	77,411,718	101,855,686
第11期(中間期)	38,482,540	35,307,098

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

国内債券パッシブ・マザーファンド

2025年8月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	103,592,380,030	78.44
地方債証券	日本	9,803,467,900	7.42
特殊債券	日本	8,985,455,112	6.80
社債券	日本	8,752,589,900	6.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	935,642,096	0.71
合計(純資産総額)		132,069,535,038	100.00

外国債券パッシブ・マザーファンド

2025年8月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	91,568,703,672	44.94
	中国	23,069,155,551	11.32
	フランス	14,748,941,792	7.24
	イタリア	13,899,763,092	6.82
	ドイツ	11,805,498,403	5.79
	イギリス	11,229,828,726	5.51
	スペイン	8,861,296,825	4.35
	カナダ	4,010,463,870	1.97
	ベルギー	3,022,442,618	1.48
	オーストラリア	2,547,556,588	1.25
	オランダ	2,518,986,310	1.24
	オーストリア	2,258,275,383	1.11
	メキシコ	1,676,155,324	0.82
	ポーランド	1,309,803,715	0.64

	ポルトガル	1,170,503,517	0.57	
	フィンランド	1,030,923,542	0.51	
	マレーシア	1,017,448,971	0.50	
	アイルランド	855,282,946	0.42	
	シンガポール	808,898,177	0.40	
	イスラエル	753,484,594	0.37	
	ニュージーランド	585,518,351	0.29	
	デンマーク	449,946,356	0.22	
	スウェーデン	368,813,842	0.18	
	ノルウェー	327,752,955	0.16	
	小計	199,895,445,120	98.10	
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		-	3,881,314,895	1.90
合計（純資産総額）			203,776,760,015	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国内債券パッシブ・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025年8月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債 証券	4712 年国債	5,100,000,000	100.34	5,117,221,600	100.13	5,106,732,000	0.900	2027/04/01	3.87
日本	国債 証券	1775 年国債	1,470,000,000	100.50	1,477,350,000	100.00	1,470,000,000	1.100	2029/12/20	1.11
日本	国債 証券	3781 0年国債	1,480,000,000	99.34	1,470,194,000	98.47	1,457,282,000	1.400	2035/03/20	1.10
日本	国債 証券	3791 0年国債	1,260,000,000	99.23	1,250,304,400	99.15	1,249,315,200	1.500	2035/06/20	0.95
日本	国債 証券	3751 0年国債	1,240,000,000	97.73	1,211,848,000	96.74	1,199,576,000	1.100	2034/06/20	0.91
日本	国債 証券	1545 年国債	1,190,000,000	98.51	1,172,269,000	98.46	1,171,638,300	0.100	2027/09/20	0.89
日本	国債 証券	1795 年国債	1,160,000,000	99.38	1,152,750,300	99.32	1,152,077,200	1.000	2030/06/20	0.87
日本	国債 証券	3591 0年国債	1,210,000,000	95.48	1,155,259,600	95.14	1,151,157,700	0.100	2030/06/20	0.87
日本	国債 証券	3731 0年国債	1,210,000,000	94.06	1,138,126,000	93.43	1,130,442,500	0.600	2033/12/20	0.86
日本	国債 証券	3681 0年国債	1,210,000,000	93.11	1,126,673,300	92.48	1,118,959,600	0.200	2032/09/20	0.85
日本	国債 証券	3691 0年国債	1,170,000,000	94.85	1,109,709,900	94.13	1,101,332,700	0.500	2032/12/20	0.83
日本	国債	3661	1,180,000,000	93.90	1,108,024,200	93.28	1,100,668,600	0.200	2032/03/20	0.83

	証券	0年国債								
日本	国債証券	3741 0年国債	1,160,000,000	95.26	1,105,016,500	94.62	1,097,638,400	0.800	2034/03/20	0.83
日本	国債証券	3641 0年国債	1,160,000,000	93.97	1,090,046,100	93.40	1,083,416,800	0.100	2031/09/20	0.82
日本	国債証券	1565 年国債	1,090,000,000	98.57	1,074,358,500	98.47	1,073,279,400	0.200	2027/12/20	0.81
日本	国債証券	3701 0年国債	1,130,000,000	94.43	1,067,058,000	93.76	1,059,488,000	0.500	2033/03/20	0.80
日本	国債証券	3721 0年国債	1,110,000,000	96.00	1,065,588,300	95.31	1,057,974,300	0.800	2033/09/20	0.80
日本	国債証券	3761 0年国債	1,090,000,000	95.33	1,039,075,200	94.73	1,032,524,300	0.900	2034/09/20	0.78
日本	国債証券	1785 年国債	1,030,000,000	100.07	1,030,730,000	99.46	1,024,427,700	1.000	2030/03/20	0.78
日本	国債証券	3651 0年国債	1,040,000,000	93.58	973,221,300	93.04	967,584,800	0.100	2031/12/20	0.73
日本	国債証券	3711 0年国債	1,040,000,000	93.47	972,053,100	92.67	963,809,600	0.400	2033/06/20	0.73
日本	国債証券	1575 年国債	940,000,000	98.36	924,584,000	98.22	923,258,600	0.200	2028/03/20	0.70
日本	国債証券	3671 0年国債	990,000,000	93.51	925,749,000	92.90	919,660,500	0.200	2032/06/20	0.70
日本	国債証券	3601 0年国債	960,000,000	95.18	913,775,400	94.83	910,348,800	0.100	2030/09/20	0.69
日本	国債証券	3771 0年国債	910,000,000	97.61	888,245,200	96.96	882,308,700	1.200	2034/12/20	0.67
日本	国債証券	1585 年国債	880,000,000	98.09	863,165,600	97.97	862,136,000	0.100	2028/03/20	0.65
日本	国債証券	1472 0年国債	840,000,000	102.12	857,766,000	101.22	850,273,200	1.600	2033/12/20	0.64
日本	国債証券	3631 0年国債	900,000,000	94.28	848,518,800	93.78	844,020,000	0.100	2031/06/20	0.64
日本	国債証券	1745 年国債	810,000,000	98.88	800,936,100	98.51	797,890,500	0.700	2029/09/20	0.60
日本	国債証券	4732 年国債	780,000,000	100.09	780,703,200	99.93	779,461,800	0.800	2027/06/01	0.59

口 種類別投資比率

2025年8月29日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	78.44
地方債証券	7.42
特殊債券	6.80
社債券	6.63
合計	99.29

外国債券パッシブ・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025 年 8 月 29 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	72,000,000	2,108.57	1,518,171,058	2,088.27	1,503,554,548	2.390	2026/11/15	0.74
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	58,900,000	2,099.62	1,236,674,499	2,081.98	1,226,284,931	2.040	2027/02/25	0.60
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	7,900,000	14,764.58	1,166,401,699	14,769.13	1,166,761,507	4.250	2026/11/30	0.57
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	41,200,000	2,775.77	1,143,617,646	2,734.34	1,126,549,867	3.720	2051/04/12	0.55
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	44,500,000	2,112.57	940,095,113	2,091.14	930,556,360	2.690	2026/08/12	0.46
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,750,000	15,200.11	874,006,450	15,217.68	875,016,586	4.625	2035/02/15	0.43
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,900,000	14,602.55	861,550,633	14,763.11	871,023,447	4.250	2035/05/15	0.43
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,870,000	14,097.41	827,518,246	14,422.55	846,603,609	3.875	2034/08/15	0.42
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,600,000	14,494.83	811,710,668	14,866.98	832,550,976	4.125	2032/11/15	0.41
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,500,000	14,673.64	807,049,925	14,998.03	824,891,889	4.375	2034/05/15	0.40
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,550,000	14,385.27	798,382,746	14,811.01	822,010,788	4.250	2034/11/15	0.40
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,000,000	2,137.02	812,067,899	2,119.22	805,302,234	2.400	2028/07/15	0.40
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,700,000	13,338.13	760,273,535	13,809.60	787,147,113	2.875	2032/05/15	0.39
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,500,000	13,674.73	752,109,925	14,097.71	775,373,973	3.375	2033/05/15	0.38
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,100,000	14,263.29	727,427,659	14,624.27	745,837,763	4.000	2034/02/15	0.37
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4,980,000	14,653.63	729,750,851	14,899.45	741,992,661	4.125	2032/03/31	0.36
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4,800,000	14,822.76	711,492,422	15,169.93	728,156,676	4.500	2033/11/15	0.36
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,000,000	14,166.76	708,338,050	14,555.36	727,768,220	3.875	2033/08/15	0.36
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4,900,000	14,621.33	716,445,242	14,736.66	722,096,520	4.000	2027/01/15	0.35

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	12,500.39	687,521,689	13,081.90	719,504,704	1.625	2031/05/15	0.35
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	34,600,000	2,094.59	724,727,366	2,075.64	718,172,878	1.740	2029/10/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	14,791.17	709,976,208	14,829.66	711,823,873	4.625	2026/11/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,610.67	680,533,440	14,079.64	703,981,872	2.375	2029/03/31	0.35
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,000,000	2,180.32	697,703,947	2,158.27	690,646,563	2.600	2030/09/15	0.34
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,600,000	2,133.27	695,444,710	2,118.00	690,467,735	2.110	2034/08/25	0.34
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000	2,145.52	675,839,013	2,121.88	668,391,500	2.640	2028/01/15	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,500,000	14,754.29	663,943,233	14,778.54	665,034,114	4.250	2026/12/31	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,200,000	12,100.77	629,240,141	12,698.44	660,319,011	1.250	2031/08/15	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,300,000	14,515.59	624,170,511	14,959.39	643,253,959	4.125	2029/11/30	0.32
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	29,600,000	2,179.10	645,013,049	2,157.71	638,683,189	2.620	2030/06/25	0.31

ロ 種類別投資比率

2025年8月29日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.10
合計	98.10

②投資不動産物件

国内債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

国内債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

《参考情報》

基準日:2025年8月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2025年2月	0円
2024年2月	0円
2023年2月	0円
2022年2月	0円
2021年2月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■三井住友・DC年金バランスゼロ(債券型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	94.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	74.77
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	19.78

■国内債券パッシブ・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	78.44
地方債証券	日本	7.42
特殊債券	日本	6.80
社債券	日本	6.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.71
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	471 2年国債	0.900	2027/04/01	3.87
日本	国債証券	177 5年国債	1.100	2029/12/20	1.11
日本	国債証券	378 10年国債	1.400	2035/03/20	1.10
日本	国債証券	379 10年国債	1.500	2035/06/20	0.95
日本	国債証券	375 10年国債	1.100	2034/06/20	0.91
日本	国債証券	154 5年国債	0.100	2027/09/20	0.89
日本	国債証券	179 5年国債	1.000	2030/06/20	0.87
日本	国債証券	359 10年国債	0.100	2030/06/20	0.87
日本	国債証券	373 10年国債	0.600	2033/12/20	0.86
日本	国債証券	368 10年国債	0.200	2032/09/20	0.85

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入資産が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■外国債券パッシブ・マザーファンド

資産別構成

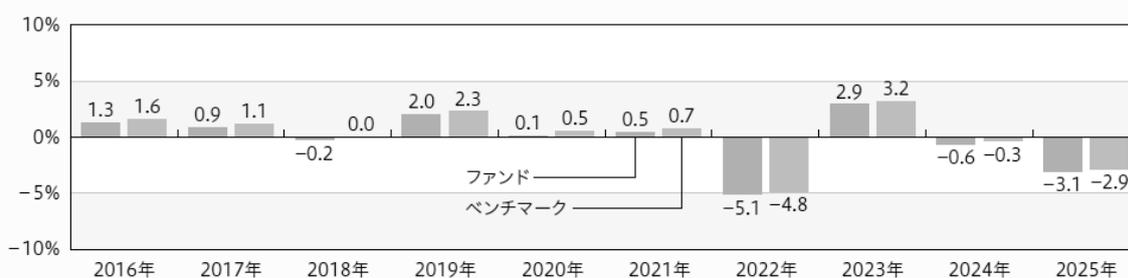
資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	44.94
	中国	11.32
	フランス	7.24
	イタリア	6.82
	ドイツ	5.79
	イギリス	5.51
	スペイン	4.35
	その他	12.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.90
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.390	2026/11/15	0.74
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.040	2027/02/25	0.60
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2026/11/30	0.57
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3.720	2051/04/12	0.55
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.690	2026/08/12	0.46
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.625	2035/02/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2035/05/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.875	2034/08/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.125	2032/11/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.375	2034/05/15	0.40

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマーク(合成指数)の情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約） 手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。

市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。
------------	---

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「DCマゼロ」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター*	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2014年12月15日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、

これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当

ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受け付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれ

かの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 10 期（2024 年 2 月 20 日から 2025 年 2 月 18 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年4月30日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）の2024年2月20日から2025年2月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）の2025年2月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (2024年2月19日現在)	第10期 (2025年2月18日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	274,095	83,699
コール・ローン	11,089,725	10,129,020
親投資信託受益証券	209,901,755	180,997,297
未収入金	-	40,000
流動資産合計	221,265,575	191,250,016
資産合計	221,265,575	191,250,016
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,811	35,462
未払受託者報酬	37,999	34,541
未払委託者報酬	240,891	218,947
その他未払費用	6,285	5,100
流動負債合計	289,986	294,050
負債合計	289,986	294,050
純資産の部		
元本等		
元本	215,468,695	191,024,727
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,506,894	△68,761
（分配準備積立金）	6,710,527	5,941,359
元本等合計	220,975,589	190,955,966
純資産合計	220,975,589	190,955,966
負債純資産合計	221,265,575	191,250,016

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期		第10期	
	自	2023年2月21日	自	2024年2月20日
	至	2024年2月19日	至	2025年2月18日
営業収益				
受取利息		155		16,596
有価証券売買等損益		6,185,556		△4,704,458
営業収益合計		6,185,711		△4,687,862
営業費用				
支払利息		5,058		92
受託者報酬		76,559		69,975
委託者報酬		485,404		443,640
その他費用		12,892		10,324
営業費用合計		579,913		524,031
営業利益又は営業損失(△)		5,605,798		△5,211,893
経常利益又は経常損失(△)		5,605,798		△5,211,893
当期純利益又は当期純損失(△)		5,605,798		△5,211,893
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		1,266,847		△623,020
期首剰余金又は期首欠損金(△)		265,781		5,506,894
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,162,645		1,547,080
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,162,645		1,547,080
剰余金減少額又は欠損金増加額		260,483		2,533,862
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		260,483		2,533,862
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		5,506,894		△68,761

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 10 期	
	自 2024 年 2 月 20 日 至 2025 年 2 月 18 日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2024 年 2 月 20 日から 2025 年 2 月 18 日までとなっております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 9 期	第 10 期
	(2024 年 2 月 19 日現在)	(2025 年 2 月 18 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	215,468,695 口	191,024,727 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 —	元本の欠損 68,761 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0256 円 (1 万口当たりの純資産額 10,256 円)	1 口当たり純資産額 0.9996 円 (1 万口当たりの純資産額 9,996 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 9 期	第 10 期
	自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日	自 2024 年 2 月 20 日 至 2025 年 2 月 18 日

分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (2,179,364 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (11,317,008 円)、および分配準備積立金 (4,531,163 円) より、分配対象収益は 18,027,535 円 (1 万口当たり 836.67 円) ありますが、分配を行っておりません。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,834,551 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (11,925,775 円)、および分配準備積立金 (4,106,808 円) より、分配対象収益は 17,867,134 円 (1 万口当たり 935.33 円) ありますが、分配を行っておりません。</p>
----------	--	--

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 10 期 自 2024 年 2 月 20 日 至 2025 年 2 月 18 日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責</p>

	<p>任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 10 期 (2025 年 2 月 18 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 9 期（自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,804,169 円
合計	4,804,169 円

第 10 期（自 2024 年 2 月 20 日 至 2025 年 2 月 18 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△4,371,899 円
合計	△4,371,899 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第10期 自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第9期 (2024年2月19日現在)	第10期 (2025年2月18日現在)
期首元本額	231,221,395 円	215,468,695 円
期中追加設定元本額	56,973,923 円	77,411,718 円
期中一部解約元本額	72,726,623 円	101,855,686 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受 益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	16,455,586	37,920,252	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	122,939,548	143,077,045	
	親投資信託受益証券 小計		180,997,297	
合 計			180,997,297	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）は、「国内債券パッシブ・マザーファンド」および「外国債券パッシブ・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年2月18日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	3,490,832
コール・ローン	422,448,902
国債証券	99,230,505,620
地方債証券	11,147,018,450
特殊債券	10,088,506,527
社債券	7,776,906,600
未収入金	422,444,000
未収利息	357,626,633
前払費用	12,666,856
流動資産合計	129,461,614,420
資産合計	129,461,614,420
負債の部	
流動負債	
未払金	68,013,000
未払解約金	375,870,000
流動負債合計	443,883,000
負債合計	443,883,000
純資産の部	
元本等	
元本	110,855,589,021
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	18,162,142,399
元本等合計	129,017,731,420
純資産合計	129,017,731,420
負債純資産合計	129,461,614,420

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
-----	------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年2月18日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	110,855,589,021 口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1638円 (1万口当たりの純資産額 11,638円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、</p>

	金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年2月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年2月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	108,788,622,566円
同期中における追加設定元本額	25,297,794,732円
同期中における一部解約元本額	23,230,828,277円
2025年2月18日現在の元本の内訳	
三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型)	11,075,505,070円
三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	18,043,486,456円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	4,773,958,081円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	849,445,352円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	44,410,680円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025 (4資産タイプ)	171,641,520円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030 (4資産タイプ)	533,451,675円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035 (4資産タイプ)	1,257,838,379円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040 (4資産タイプ)	740,925,722円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045 (4資産タイプ)	896,613,565円
三井住友・DC年金バランスゼロ (債券型)	122,939,548円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	825,351,749円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	304,334,022円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	13,944,788円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	280,782,082円
三井住友・資産最適化ファンド (1安定重視型)	4,163,367,866円
三井住友・資産最適化ファンド (2やや安定型)	1,286,856,935円
三井住友・資産最適化ファンド (3バランス型)	2,696,083,563円
三井住友・資産最適化ファンド (4やや成長型)	669,597,079円
三井住友・資産最適化ファンド (5成長重視型)	111,471,807円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	488,873,453円
三井住友DS・年金バランス30 (債券重点型)	508,576,034円
三井住友DS・年金バランス50 (標準型)	1,143,115,051円
三井住友DS・年金バランス70 (株式重点型)	396,507,993円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	51,589,300円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	738,228,631円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	360,635,020円

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	209,589,331円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	53,845,466円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	42,353,384円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	20,810,566円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	152,034,504円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	488,308,922円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	231,462,645円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	26,360,752円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	584,592円
SMAM・年金グローバル債券ファンド<適格機関投資家限定>	952,873,379円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	6,292,523,873円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	5,830,638,516円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	15,491,755,616円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	287,320,892円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	496,234,409円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	313,711,942円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	120,435,474円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	1,725,793,883円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	2,224,853,898円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	2,063,685,265円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	7,070,200,296円
三井住友・国内債券インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	877,534,268円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	356,302,221円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	375,930,083円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	133,126,312円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	54,869,828円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	985,543,683円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	1,857,880,774円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	501,251,919円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	214,912,227円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	24,802,811円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	231,306,617円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	4,336,743,738円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	1,222,936,341円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	589,524,455円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	910,650,124円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII <適格機関投資家限定>	1,011,112,804円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	526,251,790円
合 計	110,855,589,021円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	4 6 5 2年国債	1,600,000,000	1,590,304,000	
	4 6 6 2年国債	190,000,000	189,074,700	
	4 6 7 2年国債	300,000,000	298,944,000	
	4 6 8 2年国債	1,040,000,000	1,035,985,600	
	1 4 9 5年国債	1,090,000,000	1,077,116,200	
	1 5 0 5年国債	2,390,000,000	2,356,516,100	
	1 5 1 5年国債	100,000,000	98,363,000	
	1 5 2 5年国債	730,000,000	719,473,400	
	1 5 3 5年国債	800,000,000	784,904,000	
	1 5 4 5年国債	1,220,000,000	1,196,856,600	
	1 5 6 5年国債	1,290,000,000	1,266,096,300	
	1 5 7 5年国債	370,000,000	362,237,400	
	1 5 8 5年国債	880,000,000	858,897,600	
	1 5 9 5年国債	200,000,000	194,634,000	
	1 6 0 5年国債	690,000,000	673,722,900	
	1 6 1 5年国債	670,000,000	656,358,800	
	1 6 2 5年国債	380,000,000	371,309,400	
	1 6 3 5年国債	570,000,000	558,936,300	
	1 6 4 5年国債	240,000,000	232,953,600	
	1 6 5 5年国債	620,000,000	604,090,800	
	1 6 6 5年国債	440,000,000	430,333,200	
	1 6 7 5年国債	140,000,000	136,599,400	
	1 6 8 5年国債	690,000,000	678,780,600	
	1 6 9 5年国債	410,000,000	401,648,300	
	1 7 0 5年国債	610,000,000	598,745,500	
	1 7 1 5年国債	290,000,000	282,190,300	
	1 7 3 5年国債	270,000,000	264,454,200	
	1 7 4 5年国債	910,000,000	895,285,300	
	1 7 5 5年国債	80,000,000	79,338,400	
	1 4 0年国債	40,000,000	41,606,400	
	2 4 0年国債	242,000,000	242,000,000	
	3 4 0年国債	185,000,000	184,106,450	
4 4 0年国債	247,000,000	243,766,770		
5 4 0年国債	235,000,000	221,388,800		
6 4 0年国債	240,000,000	219,868,800		

7	40年国債	265,000,000	230,271,750	
8	40年国債	310,000,000	247,628,000	
9	40年国債	548,000,000	313,543,680	
10	40年国債	460,000,000	309,676,600	
11	40年国債	400,000,000	256,660,000	
12	40年国債	390,000,000	219,234,600	
13	40年国債	545,000,000	300,311,350	
14	40年国債	495,000,000	289,708,650	
15	40年国債	560,000,000	360,550,400	
16	40年国債	530,000,000	372,499,900	
17	40年国債	460,000,000	419,855,800	
344	10年国債	811,000,000	802,622,370	
345	10年国債	258,000,000	254,829,180	
346	10年国債	340,000,000	335,097,200	
347	10年国債	100,000,000	98,330,000	
348	10年国債	145,000,000	142,249,350	
349	10年国債	650,000,000	636,161,500	
350	10年国債	510,000,000	497,770,200	
351	10年国債	50,000,000	48,658,500	
352	10年国債	150,000,000	145,504,500	
353	10年国債	180,000,000	174,018,600	
354	10年国債	265,000,000	255,399,050	
355	10年国債	160,000,000	153,670,400	
356	10年国債	130,000,000	124,434,700	
357	10年国債	910,000,000	868,431,200	
358	10年国債	870,000,000	827,944,200	
359	10年国債	900,000,000	854,028,000	
360	10年国債	870,000,000	823,150,500	
361	10年国債	1,070,000,000	1,009,405,900	
362	10年国債	860,000,000	808,916,000	
363	10年国債	980,000,000	918,720,600	
364	10年国債	1,010,000,000	943,643,000	
365	10年国債	1,020,000,000	949,436,400	
366	10年国債	1,170,000,000	1,092,932,100	
367	10年国債	1,120,000,000	1,042,059,200	
368	10年国債	1,270,000,000	1,176,807,400	
369	10年国債	940,000,000	888,431,600	
370	10年国債	1,050,000,000	988,942,500	
371	10年国債	1,080,000,000	1,005,415,200	
372	10年国債	1,050,000,000	1,007,506,500	
373	10年国債	1,090,000,000	1,024,665,400	
374	10年国債	1,000,000,000	953,580,000	

375	10年国債	1,250,000,000	1,220,550,000	
376	10年国債	1,090,000,000	1,042,181,700	
377	10年国債	500,000,000	490,085,000	
2	30年国債	440,000,000	468,120,400	
4	30年国債	340,000,000	374,010,200	
5	30年国債	290,000,000	308,823,900	
7	30年国債	474,000,000	510,460,080	
9	30年国債	240,000,000	242,913,600	
10	30年国債	95,000,000	93,850,500	
11	30年国債	430,000,000	444,263,100	
12	30年国債	570,000,000	607,084,200	
14	30年国債	392,000,000	427,189,840	
16	30年国債	205,000,000	225,290,900	
18	30年国債	190,000,000	205,285,500	
19	30年国債	170,000,000	183,642,500	
21	30年国債	345,000,000	372,451,650	
22	30年国債	315,000,000	346,405,500	
23	30年国債	349,000,000	383,913,960	
24	30年国債	340,000,000	373,921,800	
25	30年国債	260,000,000	280,196,800	
26	30年国債	253,000,000	275,299,420	
27	30年国債	250,000,000	274,572,500	
28	30年国債	96,000,000	105,344,640	
29	30年国債	127,000,000	137,645,140	
30	30年国債	142,000,000	151,850,540	
31	30年国債	235,000,000	247,861,550	
32	30年国債	360,000,000	383,392,800	
33	30年国債	208,000,000	212,544,800	
34	30年国債	87,000,000	90,998,520	
35	30年国債	260,000,000	263,775,200	
36	30年国債	90,000,000	90,925,200	
37	30年国債	225,000,000	223,087,500	
38	30年国債	220,000,000	214,156,800	
39	30年国債	220,000,000	217,192,800	
40	30年国債	260,000,000	251,929,600	
41	30年国債	240,000,000	228,429,600	
42	30年国債	280,000,000	265,829,200	
43	30年国債	295,000,000	279,350,250	
44	30年国債	310,000,000	292,993,400	
45	30年国債	315,000,000	286,728,750	
46	30年国債	315,000,000	285,881,400	
47	30年国債	370,000,000	340,966,100	

4 8	3 0 年国債	300,000,000	265,806,000	
4 9	3 0 年国債	395,000,000	348,860,050	
5 0	3 0 年国債	395,000,000	307,606,250	
5 1	3 0 年国債	385,000,000	265,680,800	
5 2	3 0 年国債	243,000,000	174,989,160	
5 3	3 0 年国債	297,000,000	217,914,840	
5 4	3 0 年国債	235,000,000	179,697,450	
5 5	3 0 年国債	285,000,000	216,964,800	
5 6	3 0 年国債	160,000,000	121,264,000	
5 7	3 0 年国債	395,000,000	298,039,350	
5 8	3 0 年国債	410,000,000	307,992,000	
5 9	3 0 年国債	390,000,000	284,661,000	
6 0	3 0 年国債	330,000,000	251,849,400	
6 1	3 0 年国債	290,000,000	209,846,900	
6 2	3 0 年国債	275,000,000	187,948,750	
6 3	3 0 年国債	270,000,000	178,677,900	
6 4	3 0 年国債	285,000,000	187,587,000	
6 5	3 0 年国債	265,000,000	173,490,200	
6 6	3 0 年国債	360,000,000	234,082,800	
6 7	3 0 年国債	350,000,000	239,431,500	
6 8	3 0 年国債	340,000,000	231,261,200	
6 9	3 0 年国債	335,000,000	233,213,600	
7 0	3 0 年国債	380,000,000	263,286,800	
7 1	3 0 年国債	360,000,000	248,234,400	
7 2	3 0 年国債	370,000,000	253,905,100	
7 3	3 0 年国債	380,000,000	259,722,400	
7 4	3 0 年国債	380,000,000	281,591,400	
7 5	3 0 年国債	350,000,000	279,534,500	
7 6	3 0 年国債	350,000,000	285,978,000	
7 7	3 0 年国債	360,000,000	308,084,400	
7 8	3 0 年国債	340,000,000	276,471,000	
7 9	3 0 年国債	390,000,000	300,432,600	
8 0	3 0 年国債	360,000,000	321,199,200	
8 1	3 0 年国債	340,000,000	288,728,000	
8 2	3 0 年国債	360,000,000	320,263,200	
8 3	3 0 年国債	380,000,000	369,781,800	
8 4	3 0 年国債	350,000,000	332,986,500	
8 5	3 0 年国債	60,000,000	59,578,200	
9 0	2 0 年国債	580,000,000	593,160,200	
9 2	2 0 年国債	324,000,000	331,785,720	
9 3	2 0 年国債	632,000,000	647,572,480	
9 5	2 0 年国債	305,000,000	315,360,850	

9 7	20年国債	327,000,000	338,288,040	
9 9	20年国債	153,000,000	158,289,210	
1 0 0	20年国債	207,000,000	215,190,990	
1 0 1	20年国債	355,000,000	371,230,600	
1 0 2	20年国債	457,000,000	479,169,070	
1 0 5	20年国債	370,000,000	384,944,300	
1 0 6	20年国債	370,000,000	386,228,200	
1 0 7	20年国債	378,000,000	393,857,100	
1 0 9	20年国債	40,000,000	41,418,800	
1 1 1	20年国債	386,000,000	404,975,760	
1 1 3	20年国債	27,000,000	28,251,990	
1 1 4	20年国債	163,000,000	170,832,150	
1 1 8	20年国債	200,000,000	209,434,000	
1 1 9	20年国債	295,000,000	305,858,950	
1 2 0	20年国債	200,000,000	205,294,000	
1 2 1	20年国債	55,000,000	57,389,750	
1 2 2	20年国債	130,000,000	134,963,400	
1 2 3	20年国債	70,000,000	73,917,200	
1 2 5	20年国債	205,000,000	218,035,950	
1 2 6	20年国債	180,000,000	189,338,400	
1 2 7	20年国債	145,000,000	151,696,100	
1 2 8	20年国債	65,000,000	68,057,600	
1 3 0	20年国債	155,000,000	161,511,550	
1 3 1	20年国債	80,000,000	82,844,800	
1 3 2	20年国債	450,000,000	465,970,500	
1 3 3	20年国債	190,000,000	198,010,400	
1 3 4	20年国債	200,000,000	208,510,000	
1 3 5	20年国債	155,000,000	160,527,300	
1 3 6	20年国債	120,000,000	123,494,400	
1 3 7	20年国債	185,000,000	191,554,550	
1 3 9	20年国債	100,000,000	102,834,000	
1 4 0	20年国債	420,000,000	434,595,000	
1 4 1	20年国債	360,000,000	372,351,600	
1 4 2	20年国債	240,000,000	250,041,600	
1 4 3	20年国債	150,000,000	153,909,000	
1 4 4	20年国債	170,000,000	173,117,800	
1 4 5	20年国債	110,000,000	113,648,700	
1 4 6	20年国債	195,000,000	201,333,600	
1 4 7	20年国債	840,000,000	859,278,000	
1 4 8	20年国債	459,000,000	464,944,050	
1 4 9	20年国債	625,000,000	631,981,250	
1 5 0	20年国債	691,000,000	691,580,440	

1 5 1	2 0 年国債	680,000,000	666,515,600	
1 5 2	2 0 年国債	640,000,000	625,651,200	
1 5 3	2 0 年国債	617,000,000	607,590,750	
1 5 4	2 0 年国債	600,000,000	583,554,000	
1 5 5	2 0 年国債	430,000,000	408,629,000	
1 5 6	2 0 年国債	400,000,000	354,656,000	
1 5 7	2 0 年国債	445,000,000	383,398,650	
1 5 8	2 0 年国債	430,000,000	382,093,700	
1 5 9	2 0 年国債	428,000,000	383,128,480	
1 6 0	2 0 年国債	505,000,000	455,530,200	
1 6 1	2 0 年国債	480,000,000	425,952,000	
1 6 2	2 0 年国債	240,000,000	211,972,800	
1 6 3	2 0 年国債	620,000,000	544,992,400	
1 6 4	2 0 年国債	535,000,000	461,854,800	
1 6 5	2 0 年国債	620,000,000	532,480,800	
1 6 6	2 0 年国債	545,000,000	478,777,050	
1 6 7	2 0 年国債	530,000,000	450,447,000	
1 6 8	2 0 年国債	580,000,000	483,360,400	
1 6 9	2 0 年国債	570,000,000	465,171,300	
1 7 0	2 0 年国債	555,000,000	450,504,600	
1 7 1	2 0 年国債	525,000,000	423,627,750	
1 7 2	2 0 年国債	600,000,000	489,342,000	
1 7 3	2 0 年国債	515,000,000	417,577,450	
1 7 4	2 0 年国債	660,000,000	532,006,200	
1 7 5	2 0 年国債	615,000,000	501,354,150	
1 7 6	2 0 年国債	600,000,000	486,648,000	
1 7 7	2 0 年国債	740,000,000	586,657,200	
1 7 8	2 0 年国債	630,000,000	505,392,300	
1 7 9	2 0 年国債	680,000,000	542,327,200	
1 8 0	2 0 年国債	540,000,000	451,753,200	
1 8 1	2 0 年国債	590,000,000	500,030,900	
1 8 2	2 0 年国債	520,000,000	454,095,200	
1 8 3	2 0 年国債	590,000,000	539,914,900	
1 8 4	2 0 年国債	570,000,000	494,657,400	
1 8 5	2 0 年国債	450,000,000	389,146,500	
1 8 6	2 0 年国債	480,000,000	442,982,400	
1 8 7	2 0 年国債	480,000,000	427,022,400	
1 8 8	2 0 年国債	430,000,000	401,529,700	
1 8 9	2 0 年国債	460,000,000	450,133,000	
1 9 0	2 0 年国債	410,000,000	394,022,300	
1 9 1	2 0 年国債	20,000,000	19,817,000	
	国債証券 小計		99,230,505,620	

地方債証券	7 5 5 東京都公債	400,000,000	397,126,000	
	1 東京都30年	100,000,000	106,642,300	
	8 東京都30年	400,000,000	419,453,600	
	1 3 東京都30年	500,000,000	492,590,500	
	3 0 - 8 北海道公債	200,000,000	194,400,400	
	3 0 - 1 8 北海道公債	200,000,000	192,348,600	
	2 2 6 神奈川県公債	200,000,000	197,105,600	
	3 神奈川県20年	100,000,000	100,545,600	
	7 神奈川県20年	100,000,000	102,717,500	
	1 3 神奈川県20年	100,000,000	104,874,900	
	8 9 神奈川県5年	200,000,000	197,283,600	
	1 大阪府20年	200,000,000	209,148,600	
	1 7 3 大阪府5年	300,000,000	299,314,500	
	1 7 9 大阪府5年	100,000,000	99,348,000	
	1 9 3 大阪府5年	300,000,000	294,367,500	
	2 7 - 4 京都府公債	100,000,000	100,019,800	
	2 9 - 4 京都府公債	100,000,000	98,309,600	
	4 兵庫県公債15年	100,000,000	100,964,200	
	5 兵庫県公債15年	300,000,000	302,902,500	
	1 0 兵庫県公債20年	100,000,000	105,169,300	
	2 7 - 8 静岡県公債	100,000,000	99,960,400	
	7 静岡県30年	100,000,000	98,633,700	
	1 静岡県20年	100,000,000	100,945,800	
	2 2 - 8 愛知県20年	200,000,000	207,482,600	
	2 7 - 1 6 愛知県公債	400,000,000	399,322,400	
	2 7 - 7 埼玉県公債	300,000,000	299,522,100	
	2 埼玉県公債	300,000,000	284,512,500	
	5 埼玉県20年	100,000,000	104,106,800	
	1 - 1 福岡県公債	200,000,000	190,651,600	
	1 - 3 福岡県30年	100,000,000	65,045,400	
	2 7 - 3 千葉県公債	100,000,000	100,010,000	
	2 7 - 4 千葉県公債	100,000,000	100,039,900	
	2 8 - 1 千葉県公債	100,000,000	99,100,800	
	1 - 9 千葉県公債	200,000,000	188,895,800	
	9 千葉県20年	200,000,000	206,981,400	
	1 4 8 共同発行地方	350,000,000	350,070,350	
	1 5 5 共同発行地方	100,000,000	99,494,700	
	1 7 0 共同発行地方	400,000,000	393,446,800	
	1 7 2 共同発行地方	500,000,000	491,594,500	
	1 7 9 共同発行地方	100,000,000	97,787,000	
1 8 3 共同発行地方	600,000,000	584,037,000		
1 8 4 共同発行地方	300,000,000	291,349,200		

	199 共同発行地方	100,000,000	94,939,800	
	494 名古屋市債	200,000,000	199,701,600	
	33 名古屋市5年	300,000,000	293,157,600	
	3 名古屋市20年	100,000,000	100,515,900	
	5 名古屋市20年	100,000,000	102,244,200	
	1 京都市30年	100,000,000	109,218,300	
	7 京都市20年	100,000,000	104,640,600	
	6-1 神戸市5年	200,000,000	194,743,400	
	7 横浜市20年	100,000,000	101,166,300	
	9 横浜市20年	100,000,000	102,019,500	
	14 横浜市20年	100,000,000	104,017,200	
	27-5 札幌市公債	100,000,000	99,950,500	
	2-7 札幌市公債	100,000,000	93,847,200	
	94 川崎市公債	100,000,000	92,820,400	
	6-1 北九州市5年	100,000,000	97,474,400	
	2019-10 福岡市公	100,000,000	94,435,600	
	2020-9 福岡市5年	100,000,000	99,451,400	
	1-2 岡山県公債	100,000,000	95,051,200	
	地方債証券 小計		11,147,018,450	
特殊債券	47 日本政策投資CO	100,000,000	99,273,800	
	124 日本政策投資	100,000,000	94,723,800	
	36 日本政策投資B	100,000,000	102,845,700	
	18 道路機構	100,000,000	108,838,900	
	22 道路機構	300,000,000	315,885,000	
	27 道路機構	100,000,000	103,563,000	
	37 道路機構	300,000,000	313,472,400	
	47 道路機構	200,000,000	210,174,600	
	135 道路機構	200,000,000	198,077,800	
	74 政保道路機構	100,000,000	103,174,800	
	79 政保道路機構	200,000,000	208,097,200	
	81 政保道路機構	200,000,000	208,224,200	
	88 政保道路機構	100,000,000	105,575,600	
	90 政保道路機構	500,000,000	521,472,000	
	99 政保道路機構	100,000,000	105,021,500	
	127 政保道路機構	200,000,000	209,095,400	
	176 政保道路機構	100,000,000	102,427,100	
	196 政保道路機構	100,000,000	103,219,500	
	210 政保道路機構	200,000,000	202,071,600	
	288 政保道路機構	189,000,000	186,493,671	
	9 道路債券	100,000,000	110,621,900	
	2 地方公営20年	100,000,000	104,620,800	
	4 地方公共団20年	100,000,000	104,328,100	

1 8 地方公共団 2 0	300,000,000	309,151,800	
F 9 6 地方公共団体	100,000,000	101,269,800	
F 1 4 3 地方公共団体	100,000,000	100,994,900	
F 2 2 8 地方公共団体	200,000,000	199,977,400	
7 6 政保地方公共団	300,000,000	299,851,200	
8 5 地方公共団体	100,000,000	98,955,900	
1 0 1 地方公共団体	100,000,000	98,046,800	
1 0 6 地方公共団体	200,000,000	195,067,600	
2 9 地方公共団 5 年	300,000,000	296,296,500	
1 5 公営企業 2 0 年	100,000,000	100,915,800	
1 7 公営企業 2 0 年	100,000,000	101,734,700	
2 0 公営企業 2 0 年	100,000,000	102,786,100	
2 2 公営企業 2 0 年	100,000,000	103,194,200	
2 4 公営企業 2 0 年	200,000,000	207,851,000	
1 0 日本政策金融	100,000,000	104,659,700	
8 9 都市再生	100,000,000	99,863,200	
9 3 都市再生	100,000,000	99,727,700	
1 1 7 都市再生	100,000,000	97,529,100	
3 3 政保中部空港	200,000,000	195,708,600	
2 3 9 政保預金保険	600,000,000	596,716,800	
5 2 住宅支援機構	100,000,000	104,069,400	
9 3 住宅支援機構	100,000,000	101,220,800	
1 2 4 住宅支援機構	100,000,000	101,224,800	
1 3 0 住宅支援機構	200,000,000	205,343,600	
2 2 6 住宅支援機構	100,000,000	97,909,700	
2 6 3 住宅支援機構	100,000,000	66,840,000	
1 9 住宅機構 R M B S	11,680,000	11,862,208	
2 4 住宅機構 R M B S	23,480,000	23,935,512	
2 6 住宅機構 R M B S	37,008,000	37,759,262	
2 7 住宅機構 R M B S	13,084,000	13,361,380	
2 8 住宅機構 R M B S	15,359,000	15,712,257	
2 9 住宅機構 R M B S	16,515,000	16,894,845	
3 0 住宅機構 R M B S	16,256,000	16,631,513	
3 2 住宅機構 R M B S	31,990,000	32,575,417	
3 5 住宅機構 R M B S	16,406,000	16,729,198	
3 6 住宅機構 R M B S	15,475,000	15,741,170	
4 3 住宅機構 R M B S	20,204,000	20,359,570	
4 6 住宅機構 R M B S	15,594,000	15,854,419	
4 8 住宅機構 R M B S	29,608,000	30,143,904	
4 9 住宅機構 R M B S	15,181,000	15,404,160	
5 1 住宅機構 R M B S	33,048,000	33,404,918	
5 5 住宅機構 R M B S	44,280,000	44,218,008	

	5 7 住宅機構RMB S	21,240,000	21,246,372	
	5 8 住宅機構RMB S	23,717,000	23,650,592	
	5 9 住宅機構RMB S	45,290,000	45,285,471	
	6 0 住宅機構RMB S	68,553,000	68,244,511	
	6 1 住宅機構RMB S	23,059,000	22,858,386	
	6 7 住宅機構RMB S	29,843,000	29,120,799	
	6 9 住宅機構RMB S	62,690,000	61,749,650	
	7 0 住宅機構RMB S	54,014,000	53,414,444	
	7 3 住宅機構RMB S	30,678,000	30,285,321	
	9 9 住宅機構RMB S	48,966,000	46,649,908	
	1 2 3 住宅機構RMB S	65,611,000	60,001,259	
	1 2 4 住宅機構RMB S	65,051,000	59,293,986	
	1 2 5 住宅機構RMB S	64,846,000	59,107,129	
	1 2 7 住宅機構RMB S	67,449,000	61,223,457	
	1 2 8 住宅機構RMB S	65,722,000	59,813,592	
	1 2 9 住宅機構RMB S	67,752,000	61,722,072	
	1 3 7 住宅機構RMB S	69,753,000	63,314,798	
	1 6 7 住宅機構RMB S	81,643,000	72,915,363	
	1 8 3 住宅機構RMB S	175,068,000	158,489,060	
	1 8 6 住宅機構RMB S	89,903,000	82,881,575	
	1 9 8 住宅機構RMB S	187,106,000	179,640,470	
	8 5 中日本高速道	300,000,000	298,805,100	
	特殊債券 小計		10,088,506,527	
社債券	8 6 東日本高速道	200,000,000	196,789,000	
	1 1 4 東日本高速道	100,000,000	97,967,600	
	1 0 7 中日本高速道	300,000,000	293,789,400	
	8 4 西日本高速道	200,000,000	195,113,600	
	8 7 西日本高速道	200,000,000	195,864,600	
	1 3 大和ハウス	100,000,000	98,240,200	
	1 7 アサヒグループHD	200,000,000	196,581,400	
	3 0 東レ	100,000,000	98,259,500	
	1 2 旭化成	200,000,000	190,385,400	
	2 4 三菱ケミカルホールデイ	100,000,000	97,587,300	
	2 1 富士フイルムホールデイ	100,000,000	97,969,200	
	3 2 住友電工	100,000,000	96,282,300	
	1 6 小松製作所	100,000,000	97,092,400	
	2 2 日立製作所	100,000,000	96,746,800	
	9 TDK	100,000,000	96,128,200	
	6 3 三井物産	100,000,000	102,765,800	
	8 みずほコーポレート	100,000,000	103,452,500	
	8 住友信託 劣後	100,000,000	102,465,800	
	3 1 三井住友TB	300,000,000	293,560,500	

9	みずほ銀行劣後	100,000,000	102,606,600	
17	NTTファイナンス	200,000,000	195,377,400	
18	NTTファイナンス	200,000,000	188,677,800	
101	トヨタファイナンス	200,000,000	195,479,400	
207	オリックス	200,000,000	196,423,400	
2	三菱HCキャピタル	200,000,000	196,366,200	
58	三菱地所	100,000,000	109,332,300	
135	三菱地所	200,000,000	185,536,000	
10	東急	100,000,000	91,883,400	
38	京王電鉄	100,000,000	97,807,200	
110	東日本旅客鉄	100,000,000	90,602,900	
169	東日本旅客鉄	200,000,000	185,105,400	
26	西日本旅客鉄	100,000,000	104,562,500	
60	西日本旅客鉄	200,000,000	189,086,000	
41	東海旅客鉄道	100,000,000	103,565,400	
42	東海旅客鉄道	100,000,000	104,228,800	
45	東京地下鉄	200,000,000	187,916,600	
64	阪急阪神HLDG	100,000,000	98,393,500	
15	九州旅客鉄道	200,000,000	195,179,800	
31	KDDI	200,000,000	196,532,600	
546	中部電力	200,000,000	185,264,200	
553	中部電力	200,000,000	196,968,800	
550	関西電力	300,000,000	295,505,400	
560	関西電力	200,000,000	194,354,400	
508	東北電力	200,000,000	193,171,000	
547	東北電力	100,000,000	96,532,900	
496	九州電力	300,000,000	277,457,100	
56	東京電力PG	200,000,000	198,279,000	
66	東京電力PG	100,000,000	94,183,600	
41	大阪瓦斯	200,000,000	186,092,600	
7	ファーストリテイリング	100,000,000	97,392,900	
	社債券 小計		7,776,906,600	
	合計		128,242,937,197	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年2月18日現在)

資産の部

流動資産		
預金		294,047,327
金銭信託		12,842,585
コール・ローン		1,554,167,195
国債証券		196,387,160,307
未収利息		1,811,034,319
前払費用		195,380,494
流動資産合計		200,254,632,227
資産合計		200,254,632,227
負債の部		
流動負債		
未払解約金		14,573,632
流動負債合計		14,573,632
負債合計		14,573,632
純資産の部		
元本等		
元本		86,893,730,348
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		113,346,328,247
元本等合計		200,240,058,595
純資産合計		200,240,058,595
負債純資産合計		200,254,632,227

(2) 注記表
(重要な会計方針の注記)

項目	自 2024 年 2 月 20 日 至 2025 年 2 月 18 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。
-------------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年2月18日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	86,893,730,348口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.3044円 (1万口当たりの純資産額 23,044円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

	<p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年2月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年2月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	80,415,247,995円
同期中における追加設定元本額	17,559,152,174円
同期中における一部解約元本額	11,080,669,821円
2025年2月18日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	30,551,304,714円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	1,021,544,125円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	2,599,103,841円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	1,598,315,394円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	167,901,339円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	5,480,477円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	21,529,829円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	67,085,965円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	235,343,913円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	200,942,892円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	339,250,415円
三井住友・DC年金バランスゼロ(債券型)	16,455,586円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	75,787,774円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	123,753,800円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	74,708,507円
イオン・バランス戦略ファンド	104,744,666円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	69,414,516円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	408,906,182円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	294,005,105円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	874,374,163円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	288,696,684円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	161,945,234円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	332,721,926円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	1,581,854,517円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	47,324,115円
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	164,844,435円
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	131,776,316円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	16,595,122円
日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)	4,936,801,556円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	256,171,508円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	37,650,743円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	24,078,901円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	23,959,098円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	16,848,493円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	13,909,606円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	1,439,574円

三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	4,975,464円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	26,019,480円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	25,816,432円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	9,517,490円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	188,688円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	7,315,147,428円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型<適格機関投資家限定>	16,637,845円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	2,806,277,031円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	3,229,177,888円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	7,963,032,582円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	23,930,035円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	61,137,390円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	651,010,516円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	93,052,590円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	757,803,461円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	1,156,935,664円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	1,054,585,024円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	3,069,199,264円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA<適格機関投資家限定>	5,341,797,043円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	266,145,167円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	88,837,191円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	44,246,886円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	20,041,970円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	11,816,161円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	51,258,216円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	284,559,928円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	56,681,997円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	31,870,269円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,723,530円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	652,041,108円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA<適格機関投資家限定>	420,114,916円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA<適格機関投資家限定>	548,829,995円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	208,618,455円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	173,684,278円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	192,672,981円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	
>	106,239,848円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	164,079,614円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII <適格機関投資家限定>	2,761,472,182円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）<適格機関投資家限定>	
>	311,983,310円
合計	86,893,730,348円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリ カ・ドル	T 0.375 01/31/26	2,500,000.00	2,409,725.00	
		T 0.375 07/31/27	900,000.00	819,279.00	
		T 0.375 09/30/27	1,000,000.00	904,680.00	
		T 0.5 04/30/27	1,200,000.00	1,106,052.00	
		T 0.5 05/31/27	2,500,000.00	2,297,250.00	
		T 0.5 06/30/27	2,600,000.00	2,382,042.00	
		T 0.5 08/31/27	1,800,000.00	1,638,738.00	
		T 0.5 10/31/27	950,000.00	859,370.00	
		T 0.625 03/31/27	2,400,000.00	2,225,232.00	
		T 0.625 05/15/30	5,000,000.00	4,134,550.00	
		T 0.625 07/31/26	800,000.00	759,416.00	
		T 0.625 08/15/30	4,800,000.00	3,932,016.00	
		T 0.625 11/30/27	3,400,000.00	3,077,374.00	
		T 0.625 12/31/27	3,100,000.00	2,797,502.00	
		T 0.75 01/31/28	4,200,000.00	3,792,768.00	
		T 0.75 04/30/26	1,500,000.00	1,438,740.00	
		T 0.75 05/31/26	2,000,000.00	1,912,800.00	
		T 0.75 08/31/26	1,500,000.00	1,422,360.00	
		T 0.875 06/30/26	2,000,000.00	1,910,700.00	
		T 0.875 09/30/26	2,500,000.00	2,368,700.00	
		T 0.875 11/15/30	4,900,000.00	4,041,912.00	
		T 1 07/31/28	2,900,000.00	2,596,225.00	
		T 1.125 02/15/31	5,700,000.00	4,740,120.00	
		T 1.125 02/28/27	2,000,000.00	1,879,440.00	
		T 1.125 05/15/40	2,250,000.00	1,386,562.50	
		T 1.125 08/15/40	3,100,000.00	1,892,023.00	
		T 1.125 08/31/28	3,500,000.00	3,138,485.00	
		T 1.125 10/31/26	3,700,000.00	3,511,004.00	
		T 1.25 05/15/50	3,100,000.00	1,503,066.00	
		T 1.25 05/31/28	3,000,000.00	2,723,250.00	
		T 1.25 06/30/28	3,000,000.00	2,716,230.00	
		T 1.25 08/15/31	5,200,000.00	4,282,876.00	
T 1.25 09/30/28	3,000,000.00	2,695,590.00			
T 1.25 11/30/26	4,200,000.00	3,984,666.00			
T 1.25 12/31/26	2,600,000.00	2,460,744.00			

T 1. 375 08/15/50	4,500,000.00	2,242,665.00	
T 1. 375 08/31/26	600,000.00	574,590.00	
T 1. 375 10/31/28	3,000,000.00	2,701,380.00	
T 1. 375 11/15/31	4,900,000.00	4,041,030.00	
T 1. 375 11/15/40	3,500,000.00	2,215,640.00	
T 1. 375 12/31/28	1,000,000.00	896,250.00	
T 1. 5 01/31/27	3,400,000.00	3,225,614.00	
T 1. 5 02/15/30	2,100,000.00	1,834,623.00	
T 1. 5 11/30/28	4,500,000.00	4,061,745.00	
T 1. 625 02/15/26	2,900,000.00	2,824,890.00	
T 1. 625 05/15/26	11,450,000.00	11,087,378.50	
T 1. 625 05/15/31	5,500,000.00	4,677,530.00	
T 1. 625 08/15/29	6,250,000.00	5,574,562.50	
T 1. 625 09/30/26	900,000.00	863,469.00	
T 1. 625 11/15/50	3,200,000.00	1,705,312.00	
T 1. 625 11/30/26	200,000.00	191,038.00	
T 1. 75 01/31/29	3,300,000.00	2,994,915.00	
T 1. 75 08/15/41	3,400,000.00	2,249,032.00	
T 1. 75 11/15/29	1,300,000.00	1,159,301.00	
T 1. 75 12/31/26	2,500,000.00	2,389,150.00	
T 1. 875 02/15/32	4,700,000.00	3,988,561.00	
T 1. 875 02/15/41	3,300,000.00	2,259,972.00	
T 1. 875 02/15/51	3,800,000.00	2,158,856.00	
T 1. 875 02/28/27	3,400,000.00	3,243,532.00	
T 1. 875 02/28/29	2,800,000.00	2,548,924.00	
T 1. 875 07/31/26	2,500,000.00	2,416,975.00	
T 1. 875 11/15/51	3,300,000.00	1,859,451.00	
T 2 02/15/50	2,800,000.00	1,659,980.00	
T 2 08/15/51	2,900,000.00	1,692,179.00	
T 2 11/15/26	1,000,000.00	962,220.00	
T 2 11/15/41	2,800,000.00	1,920,324.00	
T 2. 25 02/15/27	4,400,000.00	4,232,052.00	
T 2. 25 02/15/52	1,700,000.00	1,051,195.00	
T 2. 25 03/31/26	8,200,000.00	8,020,420.00	
T 2. 25 05/15/41	3,000,000.00	2,172,630.00	
T 2. 25 08/15/27	2,200,000.00	2,096,270.00	
T 2. 25 08/15/46	1,950,000.00	1,285,381.50	
T 2. 25 08/15/49	1,500,000.00	948,390.00	
T 2. 25 11/15/27	1,900,000.00	1,801,352.00	
T 2. 375 02/15/42	2,800,000.00	2,031,960.00	
T 2. 375 03/31/29	5,000,000.00	4,635,600.00	
T 2. 375 05/15/27	3,000,000.00	2,879,760.00	

T 2.375 05/15/29	2,400,000.00	2,220,600.00	
T 2.375 05/15/51	3,900,000.00	2,501,148.00	
T 2.375 11/15/49	1,900,000.00	1,232,245.00	
T 2.5 02/15/45	1,400,000.00	989,898.00	
T 2.5 02/15/46	1,000,000.00	697,610.00	
T 2.5 02/28/26	2,100,000.00	2,062,305.00	
T 2.5 03/31/27	3,000,000.00	2,894,700.00	
T 2.5 05/15/46	1,000,000.00	694,760.00	
T 2.625 01/31/26	2,200,000.00	2,166,208.00	
T 2.625 02/15/29	1,800,000.00	1,688,940.00	
T 2.625 05/31/27	4,800,000.00	4,629,648.00	
T 2.625 07/31/29	1,100,000.00	1,024,606.00	
T 2.75 02/15/28	5,300,000.00	5,073,478.00	
T 2.75 04/30/27	1,600,000.00	1,549,744.00	
T 2.75 05/31/29	1,400,000.00	1,314,222.00	
T 2.75 07/31/27	2,400,000.00	2,315,904.00	
T 2.75 08/15/32	4,200,000.00	3,756,270.00	
T 2.75 08/15/42	1,000,000.00	764,880.00	
T 2.75 08/15/47	1,800,000.00	1,291,428.00	
T 2.75 11/15/42	300,000.00	228,384.00	
T 2.75 11/15/47	1,500,000.00	1,073,550.00	
T 2.875 04/30/29	3,500,000.00	3,306,590.00	
T 2.875 05/15/28	3,500,000.00	3,350,340.00	
T 2.875 05/15/32	5,700,000.00	5,160,267.00	
T 2.875 05/15/43	1,200,000.00	925,500.00	
T 2.875 05/15/49	1,400,000.00	1,012,074.00	
T 2.875 05/15/52	3,200,000.00	2,277,856.00	
T 2.875 08/15/28	4,500,000.00	4,292,820.00	
T 2.875 08/15/45	800,000.00	601,120.00	
T 2.875 11/15/46	1,000,000.00	740,700.00	
T 3 02/15/47	1,500,000.00	1,133,310.00	
T 3 02/15/48	2,400,000.00	1,795,680.00	
T 3 02/15/49	2,300,000.00	1,706,485.00	
T 3 05/15/42	800,000.00	638,592.00	
T 3 05/15/45	900,000.00	692,469.00	
T 3 05/15/47	1,700,000.00	1,281,375.00	
T 3 08/15/48	2,000,000.00	1,489,280.00	
T 3 08/15/52	3,000,000.00	2,191,170.00	
T 3 11/15/44	1,000,000.00	772,920.00	
T 3 11/15/45	800,000.00	612,744.00	
T 3.125 02/15/42	1,000,000.00	815,890.00	
T 3.125 02/15/43	1,800,000.00	1,446,948.00	

T 3. 125 05/15/48	2, 400, 000. 00	1, 832, 712. 00	
T 3. 125 08/15/44	700, 000. 00	553, 651. 00	
T 3. 125 08/31/27	2, 200, 000. 00	2, 139, 830. 00	
T 3. 125 08/31/29	2, 700, 000. 00	2, 566, 836. 00	
T 3. 125 11/15/28	2, 900, 000. 00	2, 781, 448. 00	
T 3. 125 11/15/41	1, 000, 000. 00	818, 670. 00	
T 3. 25 05/15/42	2, 200, 000. 00	1, 821, 182. 00	
T 3. 25 06/30/27	2, 300, 000. 00	2, 248, 917. 00	
T 3. 25 06/30/29	3, 000, 000. 00	2, 871, 540. 00	
T 3. 375 05/15/33	5, 500, 000. 00	5, 097, 455. 00	
T 3. 375 05/15/44	500, 000. 00	412, 440. 00	
T 3. 375 08/15/42	2, 000, 000. 00	1, 680, 220. 00	
T 3. 375 09/15/27	2, 500, 000. 00	2, 445, 875. 00	
T 3. 375 11/15/48	3, 100, 000. 00	2, 467, 693. 00	
T 3. 5 01/31/28	1, 000, 000. 00	978, 630. 00	
T 3. 5 01/31/30	2, 500, 000. 00	2, 406, 200. 00	
T 3. 5 02/15/33	4, 200, 000. 00	3, 938, 214. 00	
T 3. 5 02/15/39	200, 000. 00	178, 296. 00	
T 3. 5 04/30/28	3, 000, 000. 00	2, 929, 920. 00	
T 3. 5 04/30/30	2, 500, 000. 00	2, 401, 100. 00	
T 3. 5 09/30/29	3, 100, 000. 00	2, 992, 523. 00	
T 3. 625 02/15/44	300, 000. 00	257, 505. 00	
T 3. 625 02/15/53	2, 700, 000. 00	2, 232, 117. 00	
T 3. 625 03/31/28	3, 000, 000. 00	2, 943, 450. 00	
T 3. 625 03/31/30	1, 200, 000. 00	1, 160, 124. 00	
T 3. 625 05/15/26	2, 500, 000. 00	2, 480, 175. 00	
T 3. 625 05/15/53	2, 900, 000. 00	2, 397, 807. 00	
T 3. 625 05/31/28	2, 000, 000. 00	1, 959, 320. 00	
T 3. 625 08/15/43	500, 000. 00	430, 835. 00	
T 3. 625 08/31/29	2, 500, 000. 00	2, 428, 150. 00	
T 3. 625 09/30/31	2, 000, 000. 00	1, 911, 700. 00	
T 3. 75 04/15/26	3, 300, 000. 00	3, 280, 134. 00	
T 3. 75 05/31/30	3, 000, 000. 00	2, 914, 140. 00	
T 3. 75 06/30/30	4, 400, 000. 00	4, 271, 740. 00	
T 3. 75 08/15/27	2, 500, 000. 00	2, 469, 525. 00	
T 3. 75 08/15/41	1, 100, 000. 00	983, 125. 00	
T 3. 75 08/31/31	2, 800, 000. 00	2, 697, 380. 00	
T 3. 75 11/15/43	700, 000. 00	612, 962. 00	
T 3. 75 12/31/28	1, 000, 000. 00	979, 860. 00	
T 3. 75 12/31/30	2, 400, 000. 00	2, 322, 360. 00	
T 3. 875 02/15/43	2, 600, 000. 00	2, 332, 382. 00	
T 3. 875 05/15/43	2, 200, 000. 00	1, 969, 066. 00	

T 3.875 08/15/33	5,000,000.00	4,798,400.00	
T 3.875 08/15/34	6,870,000.00	6,553,842.60	
T 3.875 08/15/40	500,000.00	457,360.00	
T 3.875 09/30/29	2,300,000.00	2,255,656.00	
T 3.875 10/15/27	2,800,000.00	2,772,196.00	
T 3.875 11/30/27	1,800,000.00	1,781,118.00	
T 3.875 11/30/29	1,900,000.00	1,861,962.00	
T 3.875 12/31/27	2,200,000.00	2,176,922.00	
T 3.875 12/31/29	1,500,000.00	1,468,995.00	
T 4 01/15/27	4,900,000.00	4,876,137.00	
T 4 01/31/29	4,100,000.00	4,052,563.00	
T 4 02/15/26	2,000,000.00	1,994,500.00	
T 4 02/15/34	5,100,000.00	4,926,039.00	
T 4 02/28/30	1,500,000.00	1,476,465.00	
T 4 02/29/28	5,000,000.00	4,960,150.00	
T 4 06/30/28	3,000,000.00	2,972,610.00	
T 4 07/31/29	2,500,000.00	2,466,975.00	
T 4 07/31/30	2,200,000.00	2,161,280.00	
T 4 10/31/29	1,600,000.00	1,576,896.00	
T 4 11/15/42	2,000,000.00	1,829,060.00	
T 4 11/15/52	2,600,000.00	2,300,792.00	
T 4 12/15/27	2,600,000.00	2,581,410.00	
T 4.125 02/15/27	5,500,000.00	5,485,810.00	
T 4.125 03/31/29	3,000,000.00	2,977,140.00	
T 4.125 03/31/31	2,000,000.00	1,971,940.00	
T 4.125 06/15/26	2,000,000.00	1,996,200.00	
T 4.125 07/31/28	1,000,000.00	994,510.00	
T 4.125 07/31/31	2,000,000.00	1,970,020.00	
T 4.125 08/15/44	1,100,000.00	1,011,648.00	
T 4.125 08/15/53	3,100,000.00	2,806,089.00	
T 4.125 08/31/30	1,700,000.00	1,679,600.00	
T 4.125 09/30/27	2,100,000.00	2,092,818.00	
T 4.125 10/31/27	2,000,000.00	1,992,880.00	
T 4.125 10/31/29	2,900,000.00	2,874,219.00	
T 4.125 10/31/31	2,900,000.00	2,853,658.00	
T 4.125 11/15/27	3,200,000.00	3,187,296.00	
T 4.125 11/15/32	5,600,000.00	5,496,512.00	
T 4.125 11/30/29	4,300,000.00	4,262,031.00	
T 4.125 11/30/31	2,000,000.00	1,967,500.00	
T 4.25 01/15/28	1,600,000.00	1,598,560.00	
T 4.25 01/31/26	3,300,000.00	3,298,713.00	
T 4.25 02/15/54	3,500,000.00	3,238,865.00	

T 4. 25 02/28/29	2, 500, 000. 00	2, 493, 200. 00	
T 4. 25 02/28/31	2, 000, 000. 00	1, 986, 120. 00	
T 4. 25 03/15/27	3, 900, 000. 00	3, 898, 596. 00	
T 4. 25 05/15/39	100, 000. 00	96, 417. 00	
T 4. 25 06/30/29	3, 700, 000. 00	3, 687, 753. 00	
T 4. 25 06/30/31	2, 100, 000. 00	2, 083, 536. 00	
T 4. 25 08/15/54	3, 220, 000. 00	2, 984, 521. 40	
T 4. 25 11/15/34	6, 350, 000. 00	6, 235, 382. 50	
T 4. 25 11/15/40	600, 000. 00	572, 760. 00	
T 4. 375 05/15/34	5, 500, 000. 00	5, 461, 005. 00	
T 4. 375 05/15/40	900, 000. 00	873, 999. 00	
T 4. 375 05/15/41	300, 000. 00	289, 932. 00	
T 4. 375 07/15/27	3, 750, 000. 00	3, 759, 075. 00	
T 4. 375 07/31/26	2, 600, 000. 00	2, 603, 432. 00	
T 4. 375 08/15/26	4, 000, 000. 00	4, 006, 000. 00	
T 4. 375 08/15/43	2, 000, 000. 00	1, 912, 100. 00	
T 4. 375 08/31/28	1, 000, 000. 00	1, 002, 030. 00	
T 4. 375 11/15/39	300, 000. 00	292, 263. 00	
T 4. 375 11/30/28	1, 900, 000. 00	1, 903, 781. 00	
T 4. 375 11/30/30	1, 900, 000. 00	1, 899, 696. 00	
T 4. 375 12/15/26	4, 000, 000. 00	4, 006, 760. 00	
T 4. 375 12/31/29	2, 500, 000. 00	2, 504, 100. 00	
T 4. 5 02/15/44	2, 100, 000. 00	2, 034, 522. 00	
T 4. 5 03/31/26	2, 500, 000. 00	2, 505, 550. 00	
T 4. 5 04/15/27	1, 700, 000. 00	1, 707, 922. 00	
T 4. 5 05/15/27	2, 700, 000. 00	2, 712, 744. 00	
T 4. 5 05/15/38	1, 200, 000. 00	1, 197, 468. 00	
T 4. 5 05/31/29	1, 500, 000. 00	1, 509, 870. 00	
T 4. 5 07/15/26	3, 900, 000. 00	3, 912, 168. 00	
T 4. 5 08/15/39	300, 000. 00	296, 601. 00	
T 4. 5 11/15/33	4, 800, 000. 00	4, 815, 840. 00	
T 4. 5 11/15/54	3, 300, 000. 00	3, 191, 958. 00	
T 4. 5 12/31/31	2, 800, 000. 00	2, 815, 736. 00	
T 4. 625 02/15/40	1, 000, 000. 00	999, 450. 00	
T 4. 625 03/15/26	2, 500, 000. 00	2, 508, 725. 00	
T 4. 625 04/30/29	2, 500, 000. 00	2, 528, 300. 00	
T 4. 625 04/30/31	1, 000, 000. 00	1, 012, 610. 00	
T 4. 625 05/15/44	1, 700, 000. 00	1, 672, 902. 00	
T 4. 625 05/15/54	3, 000, 000. 00	2, 956, 620. 00	
T 4. 625 05/31/31	2, 900, 000. 00	2, 936, 250. 00	
T 4. 625 09/15/26	4, 000, 000. 00	4, 021, 480. 00	
T 4. 625 09/30/28	2, 500, 000. 00	2, 526, 150. 00	

	T 4.625 09/30/30	1,500,000.00	1,518,795.00	
	T 4.625 10/15/26	2,300,000.00	2,312,604.00	
	T 4.625 11/15/26	4,800,000.00	4,827,984.00	
	T 4.625 11/15/44	2,000,000.00	1,966,700.00	
	T 4.75 02/15/41	900,000.00	909,279.00	
	T 4.75 11/15/43	2,200,000.00	2,205,830.00	
	T 4.75 11/15/53	3,300,000.00	3,312,738.00	
	T 4.875 04/30/26	8,000,000.00	8,053,680.00	
	T 4.875 10/31/28	1,400,000.00	1,426,600.00	
	T 5.25 11/15/28	500,000.00	515,995.00	
	T 5.375 02/15/31	320,000.00	336,835.20	
	T 6 02/15/26	1,000,000.00	1,017,150.00	
	T 6.125 11/15/27	1,000,000.00	1,048,280.00	
	アメリカ・ドル小計	672,360,000.00	612,054,586.70 (92,830,319,165)	
カナダ・ドル	CAN 0.5 12/01/30	1,200,000.00	1,049,280.00	
	CAN 1 06/01/27	800,000.00	770,792.00	
	CAN 1.25 03/01/27	400,000.00	388,648.00	
	CAN 1.25 06/01/30	2,100,000.00	1,936,473.00	
	CAN 1.5 06/01/26	2,600,000.00	2,561,260.00	
	CAN 1.5 06/01/31	1,700,000.00	1,562,079.00	
	CAN 1.5 12/01/31	2,100,000.00	1,912,176.00	
	CAN 1.75 12/01/53	1,100,000.00	788,128.00	
	CAN 2 06/01/28	700,000.00	684,831.00	
	CAN 2 06/01/32	2,000,000.00	1,872,840.00	
	CAN 2 12/01/51	600,000.00	462,888.00	
	CAN 2.25 06/01/29	1,100,000.00	1,079,826.00	
	CAN 2.25 12/01/29	300,000.00	292,764.00	
	CAN 2.5 12/01/32	830,000.00	801,365.00	
	CAN 2.75 06/01/33	1,800,000.00	1,764,558.00	
	CAN 2.75 09/01/27	350,000.00	350,336.00	
	CAN 2.75 12/01/48	1,300,000.00	1,188,304.00	
	CAN 2.75 12/01/55	800,000.00	717,160.00	
	CAN 3 02/01/27	1,300,000.00	1,306,877.00	
	CAN 3 04/01/26	400,000.00	400,976.00	
	CAN 3.25 11/01/26	3,100,000.00	3,126,567.00	
	CAN 3.25 12/01/33	880,000.00	893,763.20	
	CAN 3.25 12/01/34	1,800,000.00	1,823,400.00	
	CAN 3.5 03/01/34	700,000.00	724,143.00	
CAN 3.5 09/01/29	1,770,000.00	1,822,834.50		
CAN 3.5 12/01/45	1,200,000.00	1,244,892.00		
CAN 3.5 12/01/57	400,000.00	414,172.00		

	CAN 4 03/01/29	1,700,000.00	1,779,713.00	
	CAN 4 06/01/41	300,000.00	329,436.00	
	CAN 4 08/01/26	1,100,000.00	1,119,503.00	
	CAN 5 06/01/37	400,000.00	474,832.00	
	CAN 5.75 06/01/29	250,000.00	280,580.00	
	CAN 5.75 06/01/33	300,000.00	358,875.00	
	CANADA 2.75 12/01/64	700,000.00	631,911.00	
	カナダ・ドル小計	38,080,000.00	36,916,182.70 (3,944,863,283)	
オーストラリア・ドル	ACGB 0.5 09/21/26	200,000.00	189,696.00	
	ACGB 1.25 05/21/32	1,300,000.00	1,056,731.00	
	ACGB 1.5 06/21/31	3,400,000.00	2,898,398.00	
	ACGB 1.75 06/21/51	500,000.00	263,620.00	
	ACGB 1.75 11/21/32	1,400,000.00	1,164,842.00	
	ACGB 2.25 05/21/28	1,300,000.00	1,236,066.00	
	ACGB 2.5 05/21/30	1,600,000.00	1,484,592.00	
	ACGB 2.75 05/21/41	600,000.00	464,082.00	
	ACGB 2.75 06/21/35	800,000.00	686,400.00	
	ACGB 2.75 11/21/27	1,200,000.00	1,165,452.00	
	ACGB 2.75 11/21/28	400,000.00	384,128.00	
	ACGB 2.75 11/21/29	1,400,000.00	1,326,094.00	
	ACGB 3 03/21/47	1,200,000.00	889,404.00	
	ACGB 3 11/21/33	900,000.00	809,586.00	
	ACGB 3.25 04/21/29	1,140,000.00	1,110,451.20	
	ACGB 3.25 06/21/39	2,000,000.00	1,708,620.00	
	ACGB 3.5 12/21/34	850,000.00	786,173.50	
	ACGB 3.75 04/21/37	1,100,000.00	1,018,061.00	
	ACGB 3.75 05/21/34	1,500,000.00	1,424,475.00	
	ACGB 4.25 04/21/26	2,150,000.00	2,158,019.50	
ACGB 4.25 06/21/34	250,000.00	246,807.50		
ACGB 4.5 04/21/33	1,500,000.00	1,516,710.00		
ACGB 4.75 04/21/27	800,000.00	814,728.00		
	オーストラリア・ドル小計	27,490,000.00	24,803,136.70 (2,388,046,000)	
シンガポール・ドル	SIGB 1.25 11/01/26	800,000.00	780,280.00	
	SIGB 1.625 07/01/31	300,000.00	279,600.00	
	SIGB 2.625 05/01/28	800,000.00	797,200.00	
	SIGB 2.625 08/01/32	200,000.00	197,400.00	
	SIGB 2.75 03/01/46	1,000,000.00	989,350.00	
	SIGB 2.75 04/01/42	550,000.00	543,125.00	
	SIGB 2.875 07/01/29	100,000.00	100,602.00	
	SIGB 2.875 09/01/30	600,000.00	603,600.00	

	SIGB 3.25 06/01/54	800,000.00	872,024.00	
	SIGB 3.375 05/01/34	200,000.00	208,974.00	
	SIGB 3.375 09/01/33	400,000.00	416,400.00	
	SIGB 3.5 03/01/27	880,000.00	893,675.20	
	シンガポール・ドル小計	6,630,000.00	6,682,230.20 (755,225,657)	
ニュージー ーラン ド・ドル	NZGB 0.5 05/15/26	200,000.00	192,520.00	
	NZGB 1.5 05/15/31	800,000.00	680,040.00	
	NZGB 1.75 05/15/41	1,200,000.00	767,712.00	
	NZGB 2 05/15/32	1,120,000.00	956,468.80	
	NZGB 2.75 05/15/51	500,000.00	326,745.00	
	NZGB 3 04/20/29	1,000,000.00	962,740.00	
	NZGB 3.5 04/14/33	100,000.00	93,486.00	
	NZGB 4.25 05/15/34	400,000.00	391,336.00	
	NZGB 4.5 04/15/27	1,100,000.00	1,118,150.00	
	NZGB 4.5 05/15/30	720,000.00	732,729.60	
	ニュージーランド・ドル小計	7,140,000.00	6,221,927.40 (540,374,395)	
イギリ ス・ポ ンド	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	600,000.00	379,758.00	
	UKT 0.125 01/31/28	1,800,000.00	1,613,754.00	
	UKT 0.25 07/31/31	1,400,000.00	1,092,014.00	
	UKT 0.375 10/22/26	1,600,000.00	1,509,488.00	
	UKT 0.375 10/22/30	1,100,000.00	894,586.00	
	UKT 0.5 01/31/29	1,850,000.00	1,613,237.00	
	UKT 0.5 10/22/61	1,200,000.00	342,336.00	
	UKT 0.625 07/31/35	1,100,000.00	744,887.00	
	UKT 0.875 01/31/46	400,000.00	188,236.00	
	UKT 0.875 07/31/33	1,300,000.00	977,886.00	
	UKT 0.875 10/22/29	800,000.00	693,592.00	
	UKT 1 01/31/32	2,100,000.00	1,687,623.00	
	UKT 1.125 10/22/73	1,300,000.00	454,818.00	
	UKT 1.25 07/22/27	900,000.00	843,795.00	
	UKT 1.25 07/31/51	1,400,000.00	632,226.00	
	UKT 1.25 10/22/41	800,000.00	472,480.00	
	UKT 1.5 07/22/26	1,100,000.00	1,062,490.00	
	UKT 1.5 07/22/47	1,000,000.00	530,790.00	
	UKT 1.625 10/22/28	900,000.00	827,649.00	
	UKT 1.625 10/22/54	500,000.00	240,325.00	
	UKT 1.75 01/22/49	1,950,000.00	1,068,990.00	
	UKT 1.75 09/07/37	700,000.00	507,479.00	
	UKT 2.5 07/22/65	1,600,000.00	919,664.00	
UKT 3.25 01/22/44	1,600,000.00	1,256,352.00		

	UKT 3.25 01/31/33	2,150,000.00	1,982,558.00	
	UKT 3.5 01/22/45	1,250,000.00	1,010,725.00	
	UKT 3.5 07/22/68	1,300,000.00	964,301.00	
	UKT 3.75 01/29/38	1,100,000.00	997,271.00	
	UKT 3.75 03/07/27	1,200,000.00	1,189,596.00	
	UKT 3.75 07/22/52	1,200,000.00	963,312.00	
	UKT 3.75 10/22/53	1,300,000.00	1,035,736.00	
	UKT 4 01/22/60	1,300,000.00	1,078,753.00	
	UKT 4 10/22/31	1,000,000.00	980,440.00	
	UKT 4 10/22/63	600,000.00	494,556.00	
	UKT 4.125 01/29/27	1,700,000.00	1,697,994.00	
	UKT 4.125 07/22/29	1,570,000.00	1,564,489.30	
	UKT 4.25 03/07/36	700,000.00	678,027.00	
	UKT 4.25 06/07/32	500,000.00	498,500.00	
	UKT 4.25 07/31/34	1,600,000.00	1,567,184.00	
	UKT 4.25 09/07/39	600,000.00	564,360.00	
	UKT 4.25 12/07/27	1,200,000.00	1,208,376.00	
	UKT 4.25 12/07/40	600,000.00	558,294.00	
	UKT 4.25 12/07/46	1,500,000.00	1,339,500.00	
	UKT 4.25 12/07/49	900,000.00	795,249.00	
	UKT 4.25 12/07/55	1,700,000.00	1,480,088.00	
	UKT 4.375 03/07/28	400,000.00	401,736.00	
	UKT 4.375 07/31/54	350,000.00	310,936.50	
	UKT 4.5 06/07/28	1,150,000.00	1,160,902.00	
	UKT 4.5 09/07/34	600,000.00	599,952.00	
	UKT 4.5 12/07/42	1,050,000.00	993,153.00	
	UKT 4.625 01/31/34	1,800,000.00	1,817,244.00	
	UKT 4.75 10/22/43	2,000,000.00	1,937,780.00	
	UKT 4.75 12/07/30	1,000,000.00	1,028,750.00	
	UKT 4.75 12/07/38	1,000,000.00	998,190.00	
	UKT 6 12/07/28	650,000.00	695,266.00	
	イギリス・ポンド小計	63,970,000.00	53,147,673.80 (10,167,149,998)	
イスラエル・シュケル	ILGOV 1 03/31/30	2,400,000.00	2,058,600.00	
	ILGOV 1.3 04/30/32	2,100,000.00	1,728,006.00	
	ILGOV 1.5 05/31/37	1,200,000.00	876,876.00	
	ILGOV 2 03/31/27	800,000.00	765,216.00	
	ILGOV 2.25 09/28/28	1,900,000.00	1,781,193.00	
	ILGOV 3.75 02/28/29	1,600,000.00	1,576,672.00	
	ILGOV 3.75 03/31/47	3,600,000.00	3,186,036.00	
	ILGOV 3.75 09/30/27	1,000,000.00	989,520.00	
	ILGOV 4 03/30/35	1,050,000.00	1,025,346.00	

	ILGOV 6.25 10/30/26	2,600,000.00	2,687,282.00	
	イスラエル・シュケル小計	18,250,000.00	16,674,747.00 (709,934,023)	
デンマーク・クローネ	DGB 0 11/15/31	500,000.00	434,825.00	
	DGB 0.25 11/15/52	2,300,000.00	1,301,363.00	
	DGB 0.5 11/15/27	4,600,000.00	4,431,410.00	
	DGB 0.5 11/15/29	2,400,000.00	2,239,104.00	
	DGB 2.25 11/15/33	3,400,000.00	3,412,512.00	
	DGB 4.5 11/15/39	7,000,000.00	8,792,490.00	
	デンマーク・クローネ小計	20,200,000.00	20,611,704.00 (439,029,295)	
ノルウェー・クローネ	NGB 1.375 08/19/30	4,200,000.00	3,692,388.00	
	NGB 1.5 02/19/26	1,700,000.00	1,658,809.00	
	NGB 1.75 02/17/27	700,000.00	673,582.00	
	NGB 1.75 09/06/29	5,000,000.00	4,573,150.00	
	NGB 2 04/26/28	6,600,000.00	6,257,922.00	
	NGB 2.125 05/18/32	1,200,000.00	1,067,784.00	
	NGB 3 08/15/33	1,100,000.00	1,028,104.00	
	NGB 3.5 10/06/42	2,300,000.00	2,193,901.00	
	NGB 3.625 04/13/34	1,000,000.00	976,930.00	
	ノルウェー・クローネ小計	23,800,000.00	22,122,570.00 (301,973,081)	
スウェーデン・クローナ	SGB 0.125 05/12/31	1,500,000.00	1,321,215.00	
	SGB 0.75 05/12/28	3,700,000.00	3,553,850.00	
	SGB 0.75 11/12/29	4,200,000.00	3,945,060.00	
	SGB 1 11/12/26	6,400,000.00	6,296,320.00	
	SGB 1.75 11/11/33	3,250,000.00	3,106,870.00	
	SGB 3.5 03/30/39	4,900,000.00	5,461,883.00	
	スウェーデン・クローナ小計	23,950,000.00	23,685,198.00 (335,856,108)	
メキシコ・ペソ	MBONO 5.5 03/04/27	23,000,000.00	21,464,980.00	
	MBONO 5.75 03/05/26	19,000,000.00	18,374,520.00	
	MBONO 7.5 05/26/33	8,000,000.00	6,996,640.00	
	MBONO 7.5 06/03/27	22,000,000.00	21,266,740.00	
	MBONO 7.75 05/29/31	32,000,000.00	29,314,560.00	
	MBONO 7.75 11/23/34	31,000,000.00	27,120,350.00	
	MBONO 8 11/07/47	13,000,000.00	10,465,520.00	
	MBONO 8.5 05/31/29	37,000,000.00	35,801,940.00	
	MBONO 8.5 11/18/38	40,000,000.00	35,654,800.00	
	メキシコ・ペソ小計	225,000,000.00	206,460,050.00 (1,542,070,759)	
オフショ	CGB 1.42 11/15/27	17,000,000.00	17,011,050.00	

ア・人民 元	CGB 1.62 08/15/27	1,800,000.00	1,811,268.00	
	CGB 1.74 10/15/29	34,600,000.00	34,930,430.00	
	CGB 1.85 05/15/27	11,000,000.00	11,116,380.00	
	CGB 1.87 09/15/31	16,500,000.00	16,780,830.00	
	CGB 1.91 07/15/29	14,500,000.00	14,761,435.00	
	CGB 1.99 03/15/26	35,000,000.00	35,246,050.00	
	CGB 2.04 02/25/27	68,600,000.00	69,510,322.00	
	CGB 2.04 11/25/34	7,000,000.00	7,219,380.00	
	CGB 2.05 04/15/29	25,000,000.00	25,551,000.00	
	CGB 2.11 08/25/34	43,500,000.00	45,232,170.00	
	CGB 2.18 08/15/26	22,800,000.00	23,076,564.00	
	CGB 2.27 05/25/34	20,000,000.00	21,050,200.00	
	CGB 2.28 03/25/31	28,000,000.00	29,092,840.00	
	CGB 2.3 05/15/26	17,000,000.00	17,199,580.00	
	CGB 2.35 02/25/34	22,000,000.00	23,220,780.00	
	CGB 2.37 01/15/29	19,000,000.00	19,622,820.00	
	CGB 2.39 11/15/26	72,000,000.00	73,243,440.00	
	CGB 2.4 07/15/28	38,000,000.00	39,161,660.00	
	CGB 2.46 02/15/26	6,000,000.00	6,065,040.00	
	CGB 2.48 04/15/27	9,000,000.00	9,206,100.00	
	CGB 2.5 07/25/27	11,000,000.00	11,264,990.00	
	CGB 2.52 08/25/33	11,000,000.00	11,726,770.00	
	CGB 2.54 12/25/30	27,000,000.00	28,411,560.00	
	CGB 2.55 10/15/28	11,000,000.00	11,412,720.00	
	CGB 2.6 09/15/30	32,000,000.00	33,726,720.00	
	CGB 2.62 04/15/28	27,000,000.00	27,983,610.00	
	CGB 2.62 06/25/30	22,000,000.00	23,174,360.00	
	CGB 2.62 09/25/29	19,000,000.00	19,928,340.00	
	CGB 2.64 01/15/28	31,500,000.00	32,640,615.00	
	CGB 2.67 05/25/33	14,000,000.00	15,048,180.00	
	CGB 2.67 11/25/33	15,000,000.00	16,189,200.00	
	CGB 2.69 08/12/26	50,000,000.00	51,008,000.00	
	CGB 2.8 03/24/29	22,000,000.00	23,137,840.00	
	CGB 2.8 03/25/30	6,000,000.00	6,370,260.00	
	CGB 2.8 11/15/32	29,000,000.00	31,414,830.00	
	CGB 2.88 02/25/33	10,900,000.00	11,909,558.00	
	CGB 2.91 10/14/28	21,000,000.00	22,077,510.00	
	CGB 3 10/15/53	13,500,000.00	16,735,275.00	
	CGB 3.02 05/27/31	32,400,000.00	35,173,116.00	
	CGB 3.12 10/25/52	17,000,000.00	21,288,760.00	
CGB 3.19 04/15/53	13,000,000.00	16,519,750.00		
CGB 3.39 03/16/50	4,000,000.00	5,157,000.00		

	CGB 3.72 04/12/51	44,700,000.00	61,011,030.00	
	オフショア・人民元小計	1,012,300,000.00	1,073,419,333.00 (22,400,329,325)	
マレーシア・リングット	MGS 3.502 05/31/27	5,100,000.00	5,105,814.00	
	MGS 3.582 07/15/32	2,500,000.00	2,469,400.00	
	MGS 3.757 05/22/40	1,400,000.00	1,365,000.00	
	MGS 3.828 07/05/34	1,400,000.00	1,403,290.00	
	MGS 3.9 11/30/26	3,100,000.00	3,129,977.00	
	MGS 4.054 04/18/39	800,000.00	807,840.00	
	MGS 4.498 04/15/30	4,000,000.00	4,154,800.00	
	MGS 4.504 04/30/29	700,000.00	725,039.00	
	MGS 4.696 10/15/42	2,200,000.00	2,382,556.00	
	MGS 4.736 03/15/46	6,700,000.00	7,299,315.00	
	マレーシア・リングット小計	27,900,000.00	28,843,031.00 (985,554,832)	
ポーランド・ズロチ	POLGB 0.25 10/25/26	7,900,000.00	7,280,956.00	
	POLGB 1.25 10/25/30	10,200,000.00	8,116,344.00	
	POLGB 2.75 04/25/28	4,000,000.00	3,707,600.00	
	POLGB 2.75 10/25/29	2,150,000.00	1,914,446.00	
	POLGB 4.75 07/25/29	2,000,000.00	1,942,740.00	
	POLGB 5 10/25/34	500,000.00	471,505.00	
	POLGB 6 10/25/33	2,800,000.00	2,848,748.00	
	POLGB 7.5 07/25/28	2,750,000.00	2,929,520.00	
	ポーランド・ズロチ小計	32,300,000.00	29,211,859.00 (1,115,828,748)	
ユーロ	BGB 0 10/22/27	650,000.00	611,819.00	
	BGB 0 10/22/31	900,000.00	754,326.00	
	BGB 0.1 06/22/30	700,000.00	615,356.00	
	BGB 0.35 06/22/32	1,200,000.00	1,009,692.00	
	BGB 0.4 06/22/40	800,000.00	521,632.00	
	BGB 0.65 06/22/71	400,000.00	154,740.00	
	BGB 0.8 06/22/27	800,000.00	773,696.00	
	BGB 0.8 06/22/28	700,000.00	665,301.00	
	BGB 0.9 06/22/29	900,000.00	842,859.00	
	BGB 1 06/22/26	700,000.00	689,143.00	
	BGB 1 06/22/31	1,100,000.00	995,401.00	
	BGB 1.25 04/22/33	900,000.00	801,423.00	
	BGB 1.45 06/22/37	1,000,000.00	826,920.00	
	BGB 1.6 06/22/47	650,000.00	462,007.00	
	BGB 1.7 06/22/50	1,000,000.00	695,750.00	
	BGB 1.9 06/22/38	700,000.00	601,209.00	
BGB 2.15 06/22/66	500,000.00	350,455.00		

BGB 2. 25 06/22/57	500,000.00	370,765.00	
BGB 2. 7 10/22/29	150,000.00	151,285.50	
BGB 2. 75 04/22/39	600,000.00	567,024.00	
BGB 2. 85 10/22/34	700,000.00	693,042.00	
BGB 3 06/22/33	800,000.00	808,984.00	
BGB 3 06/22/34	200,000.00	201,332.00	
BGB 3. 45 06/22/43	500,000.00	502,280.00	
BGB 3. 75 06/22/45	600,000.00	626,190.00	
BGB 4 03/28/32	300,000.00	324,144.00	
BGB 4. 25 03/28/41	680,000.00	755,384.80	
BGB 4. 5 03/28/26	550,000.00	563,447.50	
BGB 5 03/28/35	1,000,000.00	1,173,780.00	
BGB 5. 5 03/28/28	1,000,000.00	1,093,090.00	
BKO 2 12/10/26	500,000.00	498,835.00	
BKO 2. 5 03/19/26	2,100,000.00	2,107,182.00	
BTPS 0 08/01/26	1,300,000.00	1,258,413.00	
BTPS 0. 45 02/15/29	1,750,000.00	1,604,505.00	
BTPS 0. 6 08/01/31	1,300,000.00	1,113,957.00	
BTPS 0. 85 01/15/27	900,000.00	875,637.00	
BTPS 0. 9 04/01/31	2,000,000.00	1,763,960.00	
BTPS 0. 95 03/01/37	1,000,000.00	740,410.00	
BTPS 0. 95 06/01/32	3,300,000.00	2,828,793.00	
BTPS 0. 95 08/01/30	1,200,000.00	1,081,440.00	
BTPS 0. 95 09/15/27	800,000.00	770,880.00	
BTPS 0. 95 12/01/31	1,400,000.00	1,216,768.00	
BTPS 1. 1 04/01/27	1,500,000.00	1,461,120.00	
BTPS 1. 25 12/01/26	800,000.00	785,592.00	
BTPS 1. 35 04/01/30	1,900,000.00	1,764,777.00	
BTPS 1. 45 03/01/36	400,000.00	323,284.00	
BTPS 1. 6 06/01/26	1,200,000.00	1,189,920.00	
BTPS 1. 65 12/01/30	1,100,000.00	1,022,670.00	
BTPS 1. 7 09/01/51	1,500,000.00	947,565.00	
BTPS 2 02/01/28	1,500,000.00	1,479,615.00	
BTPS 2. 05 08/01/27	600,000.00	595,074.00	
BTPS 2. 1 07/15/26	1,000,000.00	997,800.00	
BTPS 2. 2 06/01/27	900,000.00	896,904.00	
BTPS 2. 25 09/01/36	500,000.00	437,190.00	
BTPS 2. 45 09/01/33	600,000.00	562,626.00	
BTPS 2. 45 09/01/50	1,700,000.00	1,273,912.00	
BTPS 2. 65 12/01/27	400,000.00	401,848.00	
BTPS 2. 7 03/01/47	950,000.00	771,628.00	
BTPS 2. 7 10/15/27	650,000.00	653,243.50	

BTPS 2.8 03/01/67	700,000.00	526,239.00	
BTPS 2.8 06/15/29	1,000,000.00	1,002,620.00	
BTPS 2.8 12/01/28	1,300,000.00	1,309,009.00	
BTPS 2.95 02/15/27	2,000,000.00	2,020,920.00	
BTPS 2.95 09/01/38	1,000,000.00	917,360.00	
BTPS 3 08/01/29	2,000,000.00	2,022,240.00	
BTPS 3 10/01/29	1,450,000.00	1,460,222.50	
BTPS 3.1 03/01/40	700,000.00	641,193.00	
BTPS 3.25 03/01/38	800,000.00	760,152.00	
BTPS 3.25 09/01/46	1,100,000.00	982,443.00	
BTPS 3.35 03/01/35	1,120,000.00	1,107,769.60	
BTPS 3.35 07/01/29	600,000.00	613,578.00	
BTPS 3.45 03/01/48	1,000,000.00	914,080.00	
BTPS 3.45 07/15/31	270,000.00	275,270.40	
BTPS 3.5 02/15/31	1,000,000.00	1,024,330.00	
BTPS 3.5 03/01/30	1,000,000.00	1,032,660.00	
BTPS 3.65 08/01/35	550,000.00	554,075.50	
BTPS 3.7 06/15/30	1,900,000.00	1,970,338.00	
BTPS 3.8 08/01/28	1,700,000.00	1,765,688.00	
BTPS 3.85 02/01/35	1,350,000.00	1,388,380.50	
BTPS 3.85 07/01/34	1,000,000.00	1,032,460.00	
BTPS 3.85 09/01/49	1,100,000.00	1,064,206.00	
BTPS 3.85 09/15/26	2,900,000.00	2,965,076.00	
BTPS 3.85 12/15/29	1,300,000.00	1,359,215.00	
BTPS 4 02/01/37	2,000,000.00	2,078,640.00	
BTPS 4 04/30/35	500,000.00	524,110.00	
BTPS 4.1 02/01/29	1,500,000.00	1,577,115.00	
BTPS 4.1 04/30/46	500,000.00	507,595.00	
BTPS 4.15 10/01/39	300,000.00	310,065.00	
BTPS 4.3 10/01/54	700,000.00	713,622.00	
BTPS 4.4 05/01/33	3,000,000.00	3,238,470.00	
BTPS 4.5 03/01/26	1,300,000.00	1,328,197.00	
BTPS 4.5 10/01/53	200,000.00	211,444.00	
BTPS 4.75 09/01/28	1,800,000.00	1,930,590.00	
BTPS 4.75 09/01/44	1,200,000.00	1,323,696.00	
BTPS 5 08/01/34	1,570,000.00	1,768,840.50	
BTPS 5 08/01/39	1,800,000.00	2,035,260.00	
BTPS 5 09/01/40	1,700,000.00	1,919,589.00	
BTPS 5.75 02/01/33	1,700,000.00	1,992,417.00	
BTPS 6 05/01/31	1,200,000.00	1,403,220.00	
BTPS 6.5 11/01/27	1,700,000.00	1,878,075.00	
BTPS 7.25 11/01/26	400,000.00	432,860.00	

DBR 0 02/15/30	1,500,000.00	1,346,565.00	
DBR 0 02/15/31	1,000,000.00	876,280.00	
DBR 0 02/15/32	2,700,000.00	2,303,451.00	
DBR 0 05/15/35	1,200,000.00	931,860.00	
DBR 0 05/15/36	800,000.00	602,392.00	
DBR 0 08/15/29	1,950,000.00	1,772,257.50	
DBR 0 08/15/30	2,100,000.00	1,863,351.00	
DBR 0 08/15/31	1,300,000.00	1,124,864.00	
DBR 0 08/15/31	1,500,000.00	1,298,280.00	
DBR 0 08/15/50	2,000,000.00	1,017,400.00	
DBR 0 08/15/50	2,100,000.00	1,070,202.00	
DBR 0 08/15/52	450,000.00	217,296.00	
DBR 0 11/15/27	600,000.00	566,862.00	
DBR 0 11/15/28	1,100,000.00	1,017,522.00	
DBR 0.25 02/15/27	300,000.00	289,425.00	
DBR 0.25 02/15/29	1,200,000.00	1,115,220.00	
DBR 0.25 08/15/28	1,500,000.00	1,408,005.00	
DBR 0.5 02/15/26	3,200,000.00	3,149,792.00	
DBR 0.5 02/15/28	1,000,000.00	954,560.00	
DBR 0.5 08/15/27	2,100,000.00	2,021,166.00	
DBR 1 05/15/38	1,600,000.00	1,309,536.00	
DBR 1.25 08/15/48	1,650,000.00	1,235,586.00	
DBR 1.7 08/15/32	1,400,000.00	1,340,892.00	
DBR 1.8 08/15/53	1,200,000.00	981,684.00	
DBR 1.8 08/15/53	1,000,000.00	819,700.00	
DBR 2.1 11/15/29	1,400,000.00	1,392,076.00	
DBR 2.2 02/15/34	1,500,000.00	1,472,940.00	
DBR 2.3 02/15/33	1,600,000.00	1,592,496.00	
DBR 2.3 02/15/33	1,300,000.00	1,294,163.00	
DBR 2.4 11/15/30	1,100,000.00	1,107,755.00	
DBR 2.5 02/15/35	300,000.00	300,549.00	
DBR 2.5 07/04/44	1,600,000.00	1,547,744.00	
DBR 2.5 08/15/46	1,500,000.00	1,446,750.00	
DBR 2.5 08/15/54	1,000,000.00	952,330.00	
DBR 2.6 05/15/41	600,000.00	590,826.00	
DBR 2.6 08/15/33	900,000.00	913,815.00	
DBR 2.6 08/15/34	1,680,000.00	1,700,731.20	
DBR 3.25 07/04/42	800,000.00	858,704.00	
DBR 4 01/04/37	1,300,000.00	1,487,512.00	
DBR 4.25 07/04/39	700,000.00	830,984.00	
DBR 4.75 07/04/28	600,000.00	650,934.00	
DBR 4.75 07/04/34	600,000.00	715,890.00	

DBR 4.75 07/04/40	1,450,000.00	1,823,810.00	
DBR 5.5 01/04/31	900,000.00	1,058,346.00	
DBR 5.625 01/04/28	1,000,000.00	1,096,850.00	
DBR 6.25 01/04/30	500,000.00	591,460.00	
DBR 6.5 07/04/27	1,000,000.00	1,100,680.00	
FRTR 0 02/25/26	1,600,000.00	1,564,576.00	
FRTR 0 02/25/27	1,100,000.00	1,050,753.00	
FRTR 0 05/25/32	2,900,000.00	2,353,524.00	
FRTR 0 11/25/29	2,500,000.00	2,207,425.00	
FRTR 0 11/25/30	3,550,000.00	3,037,238.00	
FRTR 0 11/25/31	3,000,000.00	2,480,250.00	
FRTR 0.25 11/25/26	2,900,000.00	2,800,559.00	
FRTR 0.5 05/25/26	3,100,000.00	3,034,466.00	
FRTR 0.5 05/25/29	3,000,000.00	2,749,050.00	
FRTR 0.5 05/25/40	1,300,000.00	849,147.00	
FRTR 0.5 05/25/72	500,000.00	166,510.00	
FRTR 0.5 06/25/44	350,000.00	203,822.50	
FRTR 0.75 02/25/28	4,200,000.00	3,996,426.00	
FRTR 0.75 05/25/28	2,500,000.00	2,366,850.00	
FRTR 0.75 05/25/52	3,000,000.00	1,519,320.00	
FRTR 0.75 11/25/28	3,400,000.00	3,184,066.00	
FRTR 1 05/25/27	2,000,000.00	1,942,500.00	
FRTR 1.25 05/25/34	2,750,000.00	2,344,595.00	
FRTR 1.25 05/25/36	1,850,000.00	1,503,495.00	
FRTR 1.25 05/25/38	2,600,000.00	2,012,582.00	
FRTR 1.5 05/25/31	2,650,000.00	2,455,198.50	
FRTR 1.5 05/25/50	2,400,000.00	1,559,448.00	
FRTR 1.75 05/25/66	800,000.00	479,824.00	
FRTR 1.75 06/25/39	2,000,000.00	1,631,740.00	
FRTR 2 05/25/48	2,000,000.00	1,499,160.00	
FRTR 2 11/25/32	2,700,000.00	2,520,072.00	
FRTR 2.5 05/25/30	2,100,000.00	2,080,575.00	
FRTR 2.5 05/25/43	1,100,000.00	946,814.00	
FRTR 2.5 09/24/26	3,100,000.00	3,112,028.00	
FRTR 2.5 09/24/27	1,400,000.00	1,404,522.00	
FRTR 2.75 02/25/29	1,600,000.00	1,610,592.00	
FRTR 2.75 02/25/30	2,150,000.00	2,155,740.50	
FRTR 2.75 10/25/27	2,650,000.00	2,675,917.00	
FRTR 3 05/25/33	2,200,000.00	2,195,842.00	
FRTR 3 05/25/54	1,300,000.00	1,133,951.00	
FRTR 3 06/25/49	570,000.00	513,609.90	
FRTR 3 11/25/34	2,230,000.00	2,200,586.30	

FRTR 3. 25 05/25/45	900,000.00	860,535.00	
FRTR 3. 25 05/25/55	200,000.00	182,266.00	
FRTR 3. 5 04/25/26	1,800,000.00	1,826,316.00	
FRTR 3. 5 11/25/33	3,400,000.00	3,510,636.00	
FRTR 3. 6 05/25/42	1,100,000.00	1,109,900.00	
FRTR 4 04/25/55	1,370,000.00	1,435,705.20	
FRTR 4 04/25/60	1,400,000.00	1,466,444.00	
FRTR 4 10/25/38	2,000,000.00	2,133,260.00	
FRTR 4. 5 04/25/41	1,900,000.00	2,138,336.00	
FRTR 4. 75 04/25/35	800,000.00	908,576.00	
FRTR 5. 5 04/25/29	1,650,000.00	1,838,397.00	
FRTR 5. 75 10/25/32	400,000.00	476,488.00	
IRISH 0 10/18/31	500,000.00	422,605.00	
IRISH 0. 2 05/15/27	100,000.00	95,685.00	
IRISH 0. 9 05/15/28	500,000.00	479,445.00	
IRISH 1 05/15/26	850,000.00	837,607.00	
IRISH 1. 1 05/15/29	500,000.00	474,885.00	
IRISH 1. 3 05/15/33	250,000.00	225,792.50	
IRISH 1. 35 03/18/31	500,000.00	468,395.00	
IRISH 1. 5 05/15/50	500,000.00	366,260.00	
IRISH 1. 7 05/15/37	300,000.00	263,040.00	
IRISH 2 02/18/45	1,000,000.00	851,820.00	
IRISH 2. 4 05/15/30	600,000.00	598,932.00	
IRISH 2. 6 10/18/34	590,000.00	582,312.30	
IRISH 3. 15 10/18/55	100,000.00	101,186.00	
NETHER 0 01/15/27	700,000.00	672,084.00	
NETHER 0 01/15/38	700,000.00	487,956.00	
NETHER 0 07/15/30	1,700,000.00	1,495,745.00	
NETHER 0. 25 07/15/29	750,000.00	685,305.00	
NETHER 0. 5 01/15/40	1,200,000.00	863,652.00	
NETHER 0. 5 07/15/26	1,050,000.00	1,026,312.00	
NETHER 0. 5 07/15/32	1,200,000.00	1,037,964.00	
NETHER 0. 75 07/15/27	400,000.00	386,724.00	
NETHER 0. 75 07/15/28	1,700,000.00	1,616,309.00	
NETHER 2 01/15/54	300,000.00	250,188.00	
NETHER 2. 5 01/15/30	150,000.00	150,819.00	
NETHER 2. 5 01/15/33	600,000.00	597,594.00	
NETHER 2. 5 07/15/33	800,000.00	793,944.00	
NETHER 2. 5 07/15/34	230,000.00	226,897.30	
NETHER 2. 75 01/15/47	2,300,000.00	2,263,798.00	
NETHER 3. 25 01/15/44	200,000.00	210,938.00	
NETHER 3. 75 01/15/42	1,300,000.00	1,452,451.00	

NETHER 4 01/15/37	300,000.00	336,978.00	
NETHER 5.5 01/15/28	700,000.00	763,602.00	
OBL 0 04/10/26	2,100,000.00	2,050,314.00	
OBL 0 04/16/27	1,050,000.00	1,004,314.50	
OBL 0 10/09/26	2,700,000.00	2,610,522.00	
OBL 1.3 10/15/27	300,000.00	294,054.00	
OBL 1.3 10/15/27	1,200,000.00	1,176,324.00	
OBL 2.1 04/12/29	1,000,000.00	996,240.00	
OBL 2.1 04/12/29	600,000.00	597,864.00	
OBL 2.2 04/13/28	1,200,000.00	1,202,460.00	
OBL 2.4 04/18/30	1,100,000.00	1,107,645.00	
OBL 2.4 10/19/28	1,600,000.00	1,613,152.00	
OBL 2.5 10/11/29	1,050,000.00	1,062,348.00	
PGB 0.3 10/17/31	500,000.00	431,680.00	
PGB 0.475 10/18/30	400,000.00	358,680.00	
PGB 0.7 10/15/27	450,000.00	434,016.00	
PGB 0.9 10/12/35	300,000.00	243,210.00	
PGB 1 04/12/52	300,000.00	170,787.00	
PGB 1.15 04/11/42	350,000.00	249,812.50	
PGB 1.65 07/16/32	300,000.00	279,759.00	
PGB 1.95 06/15/29	600,000.00	590,850.00	
PGB 2.125 10/17/28	750,000.00	746,917.50	
PGB 2.25 04/18/34	400,000.00	381,684.00	
PGB 2.875 07/21/26	500,000.00	505,715.00	
PGB 2.875 10/20/34	410,000.00	409,098.00	
PGB 3 06/15/35	250,000.00	250,442.50	
PGB 3.5 06/18/38	320,000.00	330,115.20	
PGB 3.625 06/12/54	100,000.00	100,664.00	
PGB 3.875 02/15/30	400,000.00	427,692.00	
PGB 4.1 02/15/45	300,000.00	327,267.00	
PGB 4.1 04/15/37	500,000.00	549,345.00	
PGB 4.125 04/14/27	400,000.00	417,344.00	
RAGB 0 02/20/30	800,000.00	707,024.00	
RAGB 0 02/20/31	1,400,000.00	1,200,206.00	
RAGB 0 10/20/28	150,000.00	137,740.50	
RAGB 0 10/20/40	300,000.00	186,348.00	
RAGB 0.25 10/20/36	700,000.00	513,716.00	
RAGB 0.5 02/20/29	1,220,000.00	1,132,794.40	
RAGB 0.5 04/20/27	700,000.00	674,513.00	
RAGB 0.75 02/20/28	600,000.00	573,204.00	
RAGB 0.75 03/20/51	900,000.00	521,784.00	
RAGB 0.75 10/20/26	600,000.00	585,606.00	

RAGB 0.85 06/30/20	250,000.00	99,482.50	
RAGB 0.9 02/20/32	600,000.00	532,854.00	
RAGB 1.5 02/20/47	700,000.00	520,576.00	
RAGB 1.5 11/02/86	200,000.00	116,032.00	
RAGB 2.4 05/23/34	700,000.00	676,473.00	
RAGB 2.9 02/20/33	650,000.00	657,416.50	
RAGB 2.9 02/20/34	460,000.00	463,210.80	
RAGB 3.15 06/20/44	500,000.00	499,550.00	
RAGB 3.15 10/20/53	350,000.00	345,366.00	
RAGB 3.2 07/15/39	200,000.00	202,690.00	
RAGB 3.8 01/26/62	700,000.00	788,515.00	
RAGB 4.15 03/15/37	300,000.00	334,944.00	
RAGB 4.85 03/15/26	800,000.00	821,760.00	
RAGB 6.25 07/15/27	1,000,000.00	1,091,620.00	
RFGB 0 09/15/26	300,000.00	290,040.00	
RFGB 0 09/15/30	400,000.00	347,768.00	
RFGB 0.25 09/15/40	700,000.00	455,147.00	
RFGB 0.5 04/15/26	300,000.00	294,288.00	
RFGB 0.5 09/15/27	700,000.00	670,586.00	
RFGB 0.5 09/15/28	300,000.00	281,130.00	
RFGB 0.5 09/15/29	200,000.00	183,296.00	
RFGB 0.75 04/15/31	800,000.00	716,952.00	
RFGB 1.375 04/15/47	640,000.00	462,252.80	
RFGB 2.625 07/04/42	700,000.00	655,354.00	
RFGB 2.75 04/15/38	200,000.00	193,418.00	
RFGB 2.75 07/04/28	200,000.00	202,858.00	
RFGB 2.875 04/15/29	250,000.00	254,397.50	
RFGB 3 09/15/33	800,000.00	813,224.00	
RFGB 3 09/15/34	260,000.00	263,304.60	
SPGB 0 01/31/27	1,050,000.00	1,005,133.50	
SPGB 0.1 04/30/31	800,000.00	681,640.00	
SPGB 0.5 04/30/30	1,600,000.00	1,436,624.00	
SPGB 0.5 10/31/31	1,400,000.00	1,207,612.00	
SPGB 0.6 10/31/29	150,000.00	136,978.50	
SPGB 0.7 04/30/32	1,400,000.00	1,208,256.00	
SPGB 0.8 07/30/27	1,100,000.00	1,060,598.00	
SPGB 0.8 07/30/29	700,000.00	648,501.00	
SPGB 0.85 07/30/37	500,000.00	375,370.00	
SPGB 1 07/30/42	500,000.00	337,180.00	
SPGB 1 10/31/50	800,000.00	450,928.00	
SPGB 1.2 10/31/40	1,400,000.00	1,015,910.00	
SPGB 1.25 10/31/30	3,000,000.00	2,774,910.00	

SPGB 1.3 10/31/26	1,400,000.00	1,379,322.00	
SPGB 1.4 04/30/28	1,500,000.00	1,454,715.00	
SPGB 1.4 07/30/28	1,200,000.00	1,159,404.00	
SPGB 1.45 04/30/29	2,100,000.00	2,011,653.00	
SPGB 1.45 10/31/27	1,300,000.00	1,270,165.00	
SPGB 1.45 10/31/71	400,000.00	199,856.00	
SPGB 1.5 04/30/27	1,500,000.00	1,476,165.00	
SPGB 1.85 07/30/35	600,000.00	532,002.00	
SPGB 1.95 04/30/26	2,300,000.00	2,292,249.00	
SPGB 1.95 07/30/30	700,000.00	675,577.00	
SPGB 2.35 07/30/33	700,000.00	668,521.00	
SPGB 2.4 05/31/28	550,000.00	549,499.50	
SPGB 2.5 05/31/27	1,400,000.00	1,405,460.00	
SPGB 2.55 10/31/32	1,450,000.00	1,417,012.50	
SPGB 2.7 10/31/48	750,000.00	638,437.50	
SPGB 2.8 05/31/26	1,100,000.00	1,107,205.00	
SPGB 2.9 10/31/46	1,700,000.00	1,520,089.00	
SPGB 3.15 04/30/33	1,550,000.00	1,573,296.50	
SPGB 3.15 04/30/35	400,000.00	400,504.00	
SPGB 3.45 07/30/43	700,000.00	684,635.00	
SPGB 3.45 07/30/66	1,300,000.00	1,199,835.00	
SPGB 3.45 10/31/34	2,300,000.00	2,368,333.00	
SPGB 3.5 05/31/29	1,500,000.00	1,556,805.00	
SPGB 3.55 10/31/33	1,800,000.00	1,874,772.00	
SPGB 3.9 07/30/39	700,000.00	736,260.00	
SPGB 4 10/31/54	300,000.00	310,992.00	
SPGB 4.2 01/31/37	1,050,000.00	1,147,912.50	
SPGB 4.7 07/30/41	1,100,000.00	1,263,273.00	
SPGB 4.9 07/30/40	1,400,000.00	1,636,124.00	
SPGB 5.15 10/31/28	1,500,000.00	1,639,860.00	
SPGB 5.15 10/31/44	1,400,000.00	1,705,158.00	
SPGB 5.75 07/30/32	1,000,000.00	1,193,540.00	
SPGB 5.9 07/30/26	500,000.00	525,785.00	
SPGB 6 01/31/29	1,900,000.00	2,150,040.00	
ユーロ小計	386,570,000.00	364,641,566.30 (57,930,605,638)	
国債証券合計		196,387,160,307 (196,387,160,307)	
合計		196,387,160,307 (196,387,160,307)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
	国債証券			
アメリカ・ドル	国債証券	258 銘柄	46.4%	47.3%
カナダ・ドル	国債証券	34 銘柄	2.0%	2.0%
オーストラリア・ドル	国債証券	23 銘柄	1.2%	1.2%
シンガポール・ドル	国債証券	12 銘柄	0.4%	0.4%
ニュージーランド・ドル	国債証券	10 銘柄	0.3%	0.3%
イギリス・ポンド	国債証券	55 銘柄	5.1%	5.2%
イスラエル・シェケル	国債証券	10 銘柄	0.4%	0.4%
デンマーク・クローネ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券	9 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	9 銘柄	0.8%	0.8%
オフショア・人民元	国債証券	44 銘柄	11.2%	11.4%
マレーシア・リンギット	国債証券	10 銘柄	0.5%	0.5%
ポーランド・ズロチ	国債証券	8 銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	国債証券	345 銘柄	28.9%	29.5%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 284 条、第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 11 期中間計算期間（2025 年 2 月 19 日から 2025 年 8 月 18 日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月5日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）の2025年2月19日から2025年8月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）の2025年8月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年2月19日から2025年8月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (2025年2月18日現在)	第11期中間計算期間 (2025年8月18日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	83,699	121,079
コール・ローン	10,129,020	10,814,679
親投資信託受益証券	180,997,297	181,478,795
未収入金	40,000	110,000
流動資産合計	191,250,016	192,524,553
資産合計	191,250,016	192,524,553
負債の部		
流動負債		
未払解約金	35,462	102,459
未払受託者報酬	34,541	31,112
未払委託者報酬	218,947	197,220
その他未払費用	5,100	4,577
流動負債合計	294,050	335,368
負債合計	294,050	335,368
純資産の部		
元本等		
元本	191,024,727	194,200,169
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△68,761	△2,010,984
(分配準備積立金)	5,941,359	4,941,712
元本等合計	190,955,966	192,189,185
純資産合計	190,955,966	192,189,185
負債純資産合計	191,250,016	192,524,553

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 10 期中間計算期間 自 2024 年 2 月 20 日 至 2024 年 8 月 19 日	第 11 期中間計算期間 自 2025 年 2 月 19 日 至 2025 年 8 月 18 日
営業収益		
受取利息	4,056	24,436
有価証券売買等損益	△959,687	△1,708,502
営業収益合計	△955,631	△1,684,066
営業費用		
支払利息	92	-
受託者報酬	35,434	31,112
委託者報酬	224,693	197,220
その他費用	5,224	4,577
営業費用合計	265,443	232,909
営業利益又は営業損失 (△)	△1,221,074	△1,916,975
経常利益又は経常損失 (△)	△1,221,074	△1,916,975
中間純利益又は中間純損失 (△)	△1,221,074	△1,916,975
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△178,029	△217,044
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	5,506,894	△68,761
剰余金増加額又は欠損金減少額	913,040	29,237
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	29,237
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	913,040	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,120,361	271,529
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,120,361	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	271,529
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	4,256,528	△2,010,984

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第11期中間計算期間 自 2025年2月19日 至 2025年8月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第10期 (2025年2月18日現在)	第11期中間計算期間 (2025年8月18日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	191,024,727 口	194,200,169 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 68,761 円	元本の欠損 2,010,984 円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9996 円 (1万口当たりの純資産額 9,996 円)	1口当たり純資産額 0.9896 円 (1万口当たりの純資産額 9,896 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第11期中間計算期間 (2025年8月18日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	<p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第10期 (2025年2月18日現在)	第11期中間計算期間 (2025年8月18日現在)
期首元本額	215,468,695 円	191,024,727 円
期中追加設定元本額	77,411,718 円	38,482,540 円
期中一部解約元本額	101,855,686 円	35,307,098 円

(参考)

三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）は、「国内債券パッシブ・マザーファンド」および「外国債券パッシブ・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

		(2025年8月18日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		4,844,436
コール・ローン		432,702,824
国債証券		101,698,296,520
地方債証券		10,814,519,900
特殊債券		9,007,477,034
社債券		8,760,913,200
未収入金		77,681,500
未収利息		380,468,391
前払費用		30,497,159
流動資産合計		131,207,400,964
資産合計		131,207,400,964
負債の部		
流動負債		
未払金		59,695,000
未払解約金		99,600,000
流動負債合計		159,295,000
負債合計		159,295,000
純資産の部		
元本等		
元本		114,838,066,278
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)		16,210,039,686
元本等合計		131,048,105,964
純資産合計		131,048,105,964
負債純資産合計		131,207,400,964

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年2月19日 至 2025年8月18日
----	------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年8月18日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	114,838,066,278 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.1412 円 (1 万口当たりの純資産額 11,412 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年8月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025年8月18日現在)

開示対象ファンドの

期首における当該親投資信託の元本額	110,855,589,021円
同期中における追加設定元本額	24,696,303,787円
同期中における一部解約元本額	20,713,826,530円

2025年8月18日現在の元本の内訳

三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	12,285,031,962円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	20,570,797,588円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	5,629,702,473円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	1,076,644,504円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	46,021,523円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	165,883,013円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	516,123,839円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	1,287,027,061円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	813,467,587円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	975,231,704円
三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）	125,831,393円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	798,272,846円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	305,367,627円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	10,824,597円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	407,240,617円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	4,790,849,965円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	1,502,804,807円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	2,952,948,677円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	695,351,794円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	135,964,510円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	589,353,881円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	601,735,660円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	1,469,024,954円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	456,434,240円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	69,941,406円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	976,559,006円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	464,988,134円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	304,447,360円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	70,815,910円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	58,233,710円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	16,610,975円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	228,932,172円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	726,269,754円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	369,425,815円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	20,396,595円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	7,975,373円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	4,840,445円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	2,477,554円

三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	236,121円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	701,526円
SMAM・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	899,580,930円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	5,338,534,221円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	5,679,216,177円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	14,929,136,218円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	285,472,389円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	480,257,094円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	310,861,545円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	117,811,413円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	1,642,971,004円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	2,200,458,553円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	2,038,781,060円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	6,720,694,397円
三井住友・国内債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	798,355,881円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	345,008,942円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	374,179,133円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	128,538,336円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	58,736,327円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	949,244,948円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	1,810,224,300円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	457,766,310円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	190,674,953円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	25,943,062円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2＜適格機関投資家専用＞	228,616,361円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	4,144,336,580円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	1,194,720,082円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	556,113,234円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	858,894,034円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）＜適格機関投資家限定＞	542,150,116円
合計	114,838,066,278円

外国債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年8月18日現在)

資産の部

流動資産

預金	726,398,670
金銭信託	6,853,446
コール・ローン	612,146,703
国債証券	200,041,096,506

未収入金	4,000,000
未収利息	1,479,709,685
前払費用	126,055,037
流動資産合計	202,996,260,047
資産合計	202,996,260,047
負債の部	
流動負債	
未払解約金	30,737,765
流動負債合計	30,737,765
負債合計	30,737,765
純資産の部	
元本等	
元本	85,587,958,083
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	117,377,564,199
元本等合計	202,965,522,282
純資産合計	202,965,522,282
負債純資産合計	202,996,260,047

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025 年 2 月 19 日 至 2025 年 8 月 18 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年8月18日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	85,587,958,083 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.3714 円 (1 万口当たりの純資産額 23,714 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年8月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び 差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025年8月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	86,893,730,348 円
同期中における追加設定元本額	8,052,115,310 円
同期中における一部解約元本額	9,357,887,575 円
2025年8月18日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	30,165,872,796 円
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	1,079,084,317 円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	2,878,042,740 円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	1,806,184,485 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	168,690,487 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	5,470,071 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	19,040,682 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	60,938,316 円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	225,253,742円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	198,101,000円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	346,673,242円
三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）	15,973,691円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	66,960,590円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	116,822,940円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	72,771,658円
イオン・バランス戦略ファンド	77,563,311円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	76,967,627円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	449,888,997円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	286,722,926円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	970,231,987円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	328,589,818円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	187,698,500円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	379,878,160円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	1,841,639,530円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	54,024,849円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	201,901,114円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	146,614,418円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	21,481,279円
日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	5,605,747,145円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	231,060,473円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	44,988,020円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	28,068,411円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	29,337,344円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	21,312,397円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	17,906,430円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	2,676,442円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	74,344,453円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	316,642,459円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	236,822,779円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	55,532,094円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	100,266円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	136,046円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	227,419円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	377,759円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	216,283円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	7,903,915,033円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	13,197,575円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	2,239,921,307円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	3,046,762,453円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	7,482,091,895円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	23,463,444円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	60,417,188円

SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	626,694,758円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	89,546,171円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	711,793,367円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	1,097,298,371円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	985,615,260円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	2,834,383,454円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA<適格機関投資家限定>	4,935,198,151円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	252,988,465円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	82,817,720円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	41,239,324円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	18,444,413円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	12,253,626円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	46,454,002円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	269,257,247円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	48,354,144円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	27,347,281円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,515,115円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	598,759,508円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	383,495,069円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	473,400,412円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	187,983,977円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	151,496,529円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	179,838,594円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	
>	96,650,895円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	149,404,756円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	1,345,905,784円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	
>	251,473,302円
合計	85,587,958,083円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・DC年金バランスゼロ(債券型)

2025年8月29日現在

I 資産総額	194,004,368円
II 負債総額	144,256円
III 純資産総額(I-II)	193,860,112円
IV 発行済口数	196,195,139口
V 1口当たり純資産額(III/IV) (1万口当たり純資産額)	0.9881円 (9,881円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとしします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2025年8月29日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

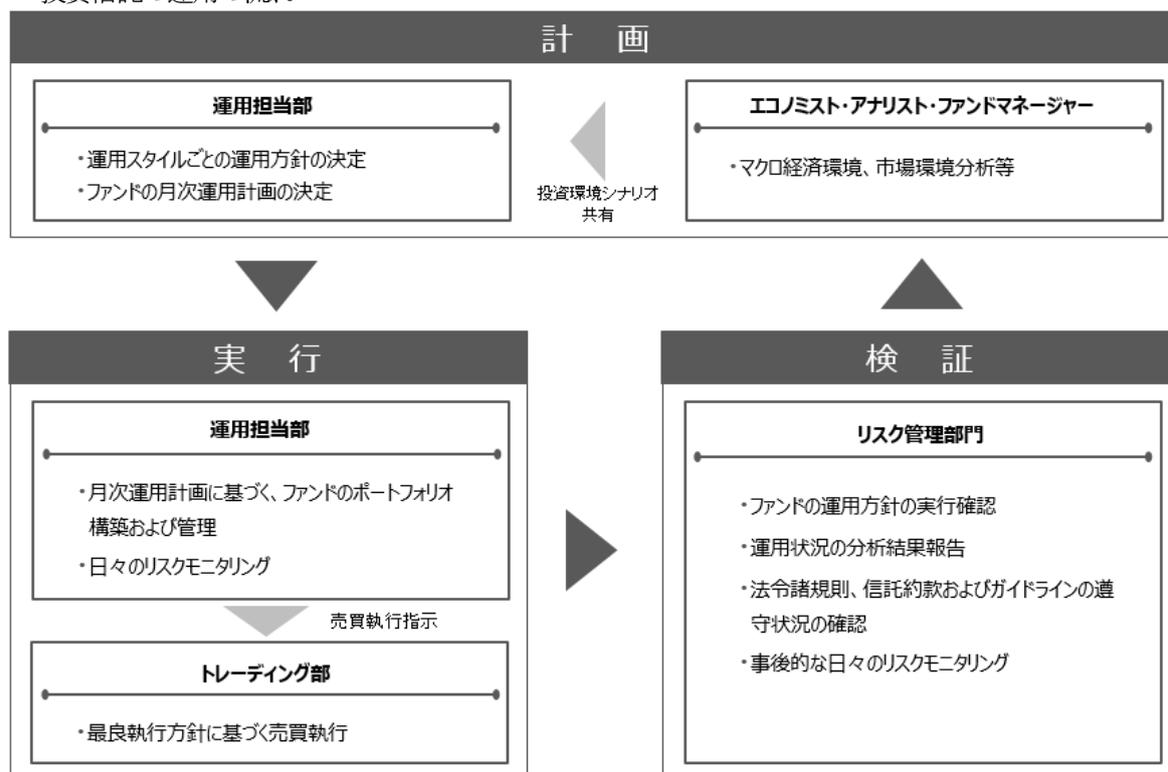
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年8月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	654	14,168,637
単位型株式投資信託	72	619,153
追加型公社債投資信託	1	22,771
単位型公社債投資信託	122	182,447
合計	849	14,993,009

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

- 2 当社は、当事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-
有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定	101,101	511,487
のれん	2,740,868	2,436,327
顧客関連資産	9,332,065	7,218,790
電話加入権	12,706	12,706
商標権	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 50,045	△ 88,646
評価・換算差額等合計	△ 50,045	△ 88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177
営業利益	6,371,877	10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		11,021,392		388,907
受取利息		2,840		46,258
金銭の信託運用益		199,056		-
時効成立分配金・償還金		461		506
原稿・講演料		2,143		2,440
投資有価証券償還益		5,384		115
投資有価証券売却益		12,261		826
投資事業組合運用益		-		36,683
為替差益		-		75,948
不動産賃貸料		108,505		117,054
雑収入		20,632		41,618
営業外収益合計		11,372,678		710,359
営業外費用				
金銭の信託運用損		-		88,979
投資有価証券償還損		10,829		137,207
投資有価証券売却損		48,575		93
投資事業組合運用損		-		56,719
為替差損		4,701		-
雑損失		-		4,818
営業外費用合計		64,106		287,820
経常利益		17,680,450		10,814,585
特別利益				
子会社株式売却益	※1	14,096,622		672,682
特別利益合計		14,096,622		672,682
特別損失				
固定資産除却損	※2	12,385		76,933
固定資産売却損		-		204
投資有価証券評価損		-		3,191
特別損失合計		12,385		80,328
税引前当期純利益		31,764,687		11,406,939
法人税、住民税及び事業税		7,802,794		3,062,795
法人税等調整額		△ 1,314,394		△ 162,825
法人税等合計		6,488,400		2,899,969
当期純利益		25,276,287		8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア(自社利用分)	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた 129,137 千円は、「不動産賃貸料」108,505 千円、「雑収入」20,632 千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	—千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	—千円	—千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	—千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	—	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（注1）参照。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	23,435,831	23,435,831	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,292,678	9,292,678	—
資産計	32,728,510	32,728,510	—

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	31,752,052	31,752,052	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	7,659,105	7,659,105	—
資産計	39,411,157	39,411,157	—

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式	40,370	40,367
(2) 組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載していません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2024年3月31日)

(単位: 千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

当事業年度 (2025年3月31日)

(単位: 千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	31,752,052	—	31,752,052
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	7,659,105	—	7,659,105
資産計	—	39,411,157	—	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2024年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 関係会社株式 1,927,221 千円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度 (2025年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 関係会社株式 1,740,365 千円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度 (2024年3月31日)

(単位: 千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

(注) 非上場株式等 (貸借対照表計上額 684,279 千円) については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	△34,405	△153,045
退職給付の支払額	△466,321	△698,074
過去勤務費用の発生額	△20,064	—
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	△34,405	△153,045
過去勤務費用の費用処理額	△20,064	—
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 264,552 千円、当事業年度 279,945 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	△198,503	△62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	△3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.6	△0.9
評価性引当額の増減	-	△0.9
外国税額控除	-	△0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投資の販売委託 役員兼任	委任販売手数料	6,642,605	未払手数料	1,630,250
親会社の子会社	SMEC 日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	— %	投資の販売委託 役員兼任	委任販売手数料	6,960,278	未払手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却(売却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託	委託販売手数料	8,327,979	未払手数料	2,117,600
親会社の子会社	SMBC 日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託	委託販売手数料	7,176,048	未払手数料	1,490,173
親会社の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業(銀行持株会社)	— %	—	子会社株式の売却(売却価格)	773,585	—	—
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	3,289.22 円	3,219.24 円
1株当たり当期純利益	746.27 円	251.16 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

追加型証券投資信託
三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として内外の公社債に投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内債券パッシブ・マザーファンドおよび外国債券パッシブ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 国内債券、外国債券を主要投資対象とする2つのマザーファンドに分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券への投資を通じて行う各資産への実質的な基本資産配分は下記の通りとします。ただし、それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲（±3%）を設けて調整を行います。
国内債券75%、外国債券20%、短期金融資産5%
- ③ 運用にあたっては、以下の比率により独自に作成した合成指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに連動する投資成果を目指します。
NOMURA-BPI（総合）75%、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）20%、有担保コール翌日物5%
- ④ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないことを基本とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

年1回（原則として毎年2月18日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）』
【信託約款】

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項または第54条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われません。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第31条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者または当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第46条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が

記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券パッシブ・マザーファンド」および「外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるも

のをいいます。)

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間

で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をする

ことができます。

- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下

「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ⑧ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限】

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図はしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、委託者は速やかにこれを調整します。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第32条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第33条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成26年12月15日から平成28年2月18日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次

の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部については、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の22の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第6項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、() に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、() に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 委託者は、前項の受益者が有する受益権の全部の口数について第48条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。
- ⑤ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、() に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑥ 一部解約金は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑦ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは委託者において行うものとし、() に支払います。
- ⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、() 、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、() 、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、() に支払います。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関】

第46条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第47条 受益者が、収益分配金については第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第46条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第52条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第2項の書面決議で否決された場合

を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第56条 この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第58条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成26年12月15日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役 横山 邦男

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 常陰 均

親投資信託
国内債券パッシブ・マザーファンド
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第15条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指します。
- ② 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲内で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款第20条の範囲内で行います。
- ⑧ 金利先渡し取引は、約款第21条の範囲内で行います。
- ⑨ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託『国内債券パッシブ・マザーファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金30億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第2項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家のみを対象として、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D Sアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については30億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.03%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行】

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行

います。

【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを

以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし、
- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第17条 [削 除]

【信用取引の指図】

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

【先物取引等の指図】

第19条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第

3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第20条 委託者は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこのかぎりではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引の指図】

第21条 委託者は、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に

相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第24条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限】

第25条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【保管業務の委任】

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② この保管にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【有価証券の保管】

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第28条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第34条 この信託の計算期間は、毎年5月26日から翌年5月25日までとするを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成17年6月10日から平成18年5月25日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第41条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】

第42条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.03%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

【信託契約の解約】

- 第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合および信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であって、1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、その手続について第48条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

【信託約款の変更】

- 第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べ

るべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求をすることができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用状況に係る情報】

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

【公告】

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成17年6月10日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役 井上 恵介

受託者 大阪府中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 高橋 温

親投資信託
外国債券パッシブ・マザーファンド
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第15条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ベンチマーク採用国の国債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① F T S E世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指します。
- ② ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。
- ③ ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。
- ④ 保有する外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ⑥ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲内で行います。
- ⑧ スワップ取引は、約款第21条の範囲内で行います。
- ⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲内で行います。
- ⑩ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑪ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託『外国債券パッシブ・マザーファンド』
〔約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金37億5,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第2項、第46条第1項、第47条第1項または第49条第2項による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家のみを対象として、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D Sアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については37億5,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行】

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【同一発行体の発行する公社債への投資制限】

第17条 委託者は、信託財産に属する同一の発行体にかかる公社債（わが国および外国の国債証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第20条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第21条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の指図】

第22条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の

貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる

場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第27条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② この保管にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【有価証券の保管】

第29条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第30条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第36条 この信託の計算期間は、毎年12月18日から翌年12月17日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間の開始日は平成15年12月18日とし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第39条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第40条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第43条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【信託契約の一部解約】

第44条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

【信託契約の解約】

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合および信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であって、1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、その手続について第50条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第45条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨の請求をすることができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用状況に係る情報】

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

【公告】

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成15年12月18日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役 井上 恵介

受託者 大阪府中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 高橋 温